証券コード　2131
平成26年６月５日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番１号
渋谷クロスタワー
株式会社 アコーディア・ゴルフ
代表取締役社長 鎌　田　隆　介

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」（３頁から４頁）をご参照のうえ、平成26年６月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成26年６月27日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ　ザ・メイン宴会場階（本館１階）
「鶴西の間」　※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項
報告事項
1. 第35期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　事業譲渡契約承認の件
第６号議案　第三者割当による新株予約権発行の件
第７号議案　自己株式取得（自己株式の公開買付けの実施）の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対して議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

(2) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面（委任状）を株主様ご本人を確認できる書面とともに、会場受付にてご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

以　上

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、用意いたしておりません。なにとぞ、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(http://www.accordiagolf.co.jp/info/stock_info/kabunusi_soukai.php)
に掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

① 連結計算書類の連結注記表
② 計算書類の個別注記表

◎ 本招集ご通知添付書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(http://www.accordiagolf.co.jp/info/stock_info/kabunusi_soukai.php)
に修正後の内容を掲載いたしますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きは、平成26年6月26日（木曜日）午後６時まで受け付けいたしますが、お早めの行使をお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、いずれのお手続きも不要です。

１．書面による議決権行使のお手続きについて

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

２．インターネットによる議決権行使のお手続きについて

（1）議決権行使ウェブサイトについて

(a) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、ＥＺweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

(b) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、プロキシーサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合があります。

※バーコード読取り機能付携帯電話を利用して右の２次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(c) 携帯電話による議決権行使は、iモード、ＥＺweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティー確保のため、暗号化通信（ＳＳＬ通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

（注） iモードは㈱ＮＴＴドコモ、ＥＺwebはＫＤＤＩ㈱、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル㈱の商標、登録商標またはサービス名です。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

(a) 議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

(b) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いについて

(a) 同一の株主様が、書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(b) 同一の株主様が、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担となります。

(5) インターネットによる議決権行使でご不明な場合について

インターネットによる議決権行使に関する操作方法がご不明な場合は、下記へお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱　証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027（受付時間　午前9時～午後9時、通話料無料）

3．機関投資家の皆様へ

㈱東京証券取引所等により設立されました㈱ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府および日本銀行による景気対策や金融緩和など「アベノミクス」に対する期待感から、円安や株高が生じ、製造業をはじめ幅広い業種の経営環境や資産効果に伴う個人消費に改善がみられ、景気は回復基調となりました。

当企業グループが属するゴルフ業界は、夏の猛暑や秋の台風上陸など天候不順の影響を受けたものの、景気回復に対する期待感の高まりを背景としてプレー需要は概ね上向いております。

このような状況の下、当企業グループは、平成28年度を最終年度とする新中期経営計画における基本戦略（「ゴルフ場のマルチブランド化」「最適コストの実現」「ノンアセット型ゴルフ練習場事業の拡大」「リテール事業（ゴルフ用品販売事業）の拡大」）を進め、以下の経営施策に取り組みました。

（ゴルフ場運営事業）

お客様にリーズナブルな価格で価値のある商品・サービスを気軽に楽しんでいただける仕組みの構築を進めるとともに、ゴルフ場ブランド10周年記念などイベントの開催や当社独自のポイントプログラム、直営・提携練習場との連携強化などの集客策を進めたことなどにより、当連結会計年度におけるゴルフ場入場者数（当企業グループの保有コースおよび運営受託契約を締結しているゴルフ場の入場者数）は、785万人（前年同期間比３万人減少）となりました。

（ゴルフ場の取得と売却によるゴルフ場ポートフォリオの最適化）

数年前から進めている優良なゴルフ場を大都市圏に集約し収益基盤を強化するゴルフ場ポートフォリオ戦略に基づき、良好なゴルフ場取得案件に対して選別の強化を進めております。当連結会計年度には、中部地方においてスポンサー契約を締結していたゴルフ場１コースの取得を行う一方、収益の向上が見込めないゴルフ場２コースの売却を行いました。この結果、当連結会計年度末現在の保有ゴルフ場数は133コース、ゴルフ場の運営に係る契約を締結しているコース数は３コースとなりました。

（ゴルフ練習場運営事業）

スクール運営の積極展開やゴルフ練習場主催のゴルフコンペ開催など当社ゴルフ場との相乗効果を強化いたしました。当連結会計年度は、新規開業やゴルフ練習場施設の取得など３ヶ所の拠点を増やした結果、当連結会計年度末現在の運営ゴルフ練習場数は25ヶ所となりました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は、既存ゴルフ場での減少があったものの前連結会計年度に取得したゴルフ場が通期連結となったことおよび保有するゴルフ練習場が増加したこと等により、前連結会計年度と比較し1,062,891千円（前連結会計年度比1.2％）増加の91,983,152千円となりました。

営業利益は、既存ゴルフ場の営業収益減少を主な要因として、前連結会計年度と比較し1,056,695千円（同7.9％）減少の12,246,512千円となりました。

経常利益は、シンジケートローン手数料が264,300千円減少したものの、前連結会計年度と比較し、822,329千円（同7.4％）減少の10,318,553千円となりました。

税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に計上のあったスポンサー関連損失215,221千円および公開買付対応費用756,256千円が当連結会計年度には発生しなかったものの、東京電力株式会社からの原子力発電所の事故に係る受取補償金が800,084千円減少したこと、負ののれん発生益203,672千円が当連結会計年度には発生しなかったこと等により、前連結会計年度と比較し、1,045,495千円（同9.0％）減少の10,602,420千円となりました。

当期純利益は、復興特別法人税の廃止決定に伴い、法定実効税率が引き下げられたため繰延税金資産の取崩が発生したこと等を主因として、法人税等合計が1,784,744千円増加したこと等により、前連結会計年度と比較し1,408,121千円（同23.4％）減少の4,617,175千円となりました。

なお、営業収益の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

事業区分	第34期 平成25年３月期	第35期 （当連結会計年度） 平成26年３月期	増減（比率）
ゴルフ場運営	61,486,209	61,452,017	△0.1％
レストラン	19,585,266	19,847,266	1.3％
ゴルフ用品販売	3,985,022	4,363,756	9.5％
その他	5,863,761	6,320,112	7.8％
合　計	90,920,260	91,983,152	1.2％

（注）ゴルフ場運営には、年会費、名義変更料、入会金が含まれており、その他には、ホテル、ゴルフ練習場等が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当企業グループは、ゴルフ場およびゴルフ練習場の設備を中心に総額4,720,401千円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、平成25年11月に社債の償還を目的として大和PIパートナーズ株式会社より10,000,000千円を借入れにより資金調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当企業グループでは、以下の内容を経営課題と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

① ゴルフ事業革命の推進

(a) 循環型ビジネスモデルの展開へ向けたビジネス・トラストによるアセットライト施策

平成26年3月28日付プレスリリース「ビジネス・トラストによるアセット・ライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付け等に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、これまで、当社は事業戦略の選択肢の一つとして、当企業グループにおけるゴルフ場等のアセットライト手法の施策の検討を行ってまいりました。

その結果、本定時株主総会第5号議案から第7号議案でご提案申し上げているとおり、当社株主総会ならびにシンガポール証券取引所およびシンガポール金融管理局の承認が得られること等の諸条件が充足されることを条件として、ビジネス・トラストによるアセットライトを実施するとともに、これに伴い新株予約権付ローンによる資金調達を行うこと、および、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施後に自己株式の公開買付けを行うことといたしました。

具体的には、資産の効率化・循環型ビジネスモデルの実現による外部成長を可能にするために、当社は、当企業グループが保有するゴルフ場（付随する施設等を含みます。以下同じとします。）に係る事業を、別途設立した合同会社に匿名組合出資として譲渡した上で、当該合同会社に対する出資持分をシンガポールで組成・上場されるファンド（ビジネス・トラスト）に対して譲渡し、その譲渡代金を受領するとともに、当該合同会社からゴルフ場の経営管理および運営委託を受けるという、新たなビジネスモデルを確立いたします。

上記施策は、資本効率の向上とともに、バリューアップを行ったゴルフ場の譲渡に伴う特別損益と余剰キャッシュ・フローによってさらなるゴルフ場の取得とその運営を拡大していくことを可能にするものであり、当社が安定的にキャッシュ・フローを創出し持続的な成長を確保できる手段となるものです。本アセットライト施策につきましては、その実現に向けた上記諸条件

が充足された場合、平成26年8月上旬頃の実施を予定しております。

(b) 循環型ビジネスモデルを実現する積極的なゴルフ場の買収

循環型ビジネスモデルの確立によってもたらされる外部成長を最大化するためにこれまで以上に積極的なゴルフ場買収を行ってまいります。

新たなゴルフ場買収の投資方針として、三大都市圏内、特に周辺人口維持が見込まれる都市近郊に立地する優良物件、かつ、当社のオペレーションによるバリューアップ余地が大きい案件を主体として、積極投資を行うこととし、国内のみならず、海外案件についても投資を検討してまいります。

(c) マルチブランド戦略推進によるブランド力向上

当企業グループでは、アコーディアブランド設立以来、「常に快適なラウンドを約束する良質なゴルフコースの提供」、「お客様の多様なニーズに応えるプレースタイルの提供」、「専門店のようにサービスの充実したプロショップの提供」、「スポーツの場に相応しいリーズナブルなレストランの提供」の「サービス4原則」の徹底を図ることでサービスレベルを向上させ、新しいゴルフサービスを提供しております。

当企業グループは、これまで、このブランドのもとで、ゴルフのプライベート利用に焦点を当て、カジュアルで楽しいゴルフを発展・定着させ、新しいゴルファーからの支持を得て成長を遂げてまいりましたが、さらに低料金で純粋にプレーのみを楽しみたい顧客ニーズや、カジュアルゴルフでは満足しないプレミアムサービスを求める顧客ニーズも存在することから、これらの顧客ニーズへ訴求する新たなブランドを設立いたしました。

具体的には、「本物志向」、「ステータス」をコンセプトに、トーナメントクオリティのコースセッティングや上質感のあるクラブハウス、ゴルフライフを充実させる付加サービスを提供するプレミアムブランドとして「TROPHIAGOLF（トロフィア・ゴルフ）」を設立いたしました。当社のゴルフ場の中でも特にポテンシャルが高いコースについて、高付加価値のオペレーションに加え、実際にトーナメントの誘致を行うなどの施策によって、ブランドコンセプトを顧客に訴求し定着させ、単価の維持向上、会員関連収入による収益モデルを追求します。

また、「シンプル」をコンセプトに、良質なコースコンディションを提供しつつ、付加サービスは省力化するローコストブランドとして「EVERGOLF（エバー・ゴルフ）」を設立いたしました。セルフチェックインやタブレット型GPSナビなどサービスのシステム化でコストダウンを実現することや、リーズナブルなカフェレストランを導入することで、ローコストオペレーションを実現し、さらなる低料金でのプレーを可能にさせ、かつ、収益の改善を図ります。

平成25年10月1日にTROPHIAGOLFとして石岡ゴルフ倶楽部を、平成26年1月8日にEVERGOLFとして習志野カントリークラブ空港コースをそれぞれリニューアルオープンしております。

(d) 最適コストの実現

当企業グループでは、日本最大のゴルフ場運営会社として、スケールメリットを活かしたローコスト化を推進しており、ゴルフ場における受電・人事・経理業務を集約することによる業務の合理化およびコース機器や材料・消耗品・ショップ商品・食材等の集中購買を行っております。また、ゴルフ1回当りのコストを下げ、ゴルファーがより来場しやすい環境をつくり、より多くのゴルファーにもっとゴルフを楽しんでいただくことを目的に、カフェテリアレストランの導入、自動精算機の導入、快適なセルフプレーの推進につながる環境整備等を顧客ニーズを見極めながら順次拡大しております。

また、ブランドごとの最適コストの実現のため労務費の変動費化、ゴルフ場のフロントやレストランなど複数の業務間における兼務、レストランにおける調理業務の省力化などを行い、利益改善を図ります。

(e)収益最大化オペレーションの実現

ゴルフ場の市場特性によるマーケットポジションを分類し、適正稼働率の確保を図ります。さらに、これまで蓄積した顧客動向等のデータベースと直近の市場動向を分析し、日々のマーケティングに活用することで、最適なキャパシティの設定、最適価格での販売による収益の最大化を図っております。来場データ・市場データの分析については、リピート率の向上や集客チャネルの最適化への施策検討にも活用してまいります。また、レベニューマネジメント（売上管理手法）により、需要を予測し、適正な価格、稼働率、枠数にてプレー枠を販売することにより、収益の最大化を図ります。

当企業グループの既存顧客の来場促進は、平成26年3月末時点で合計約333万枚発行しているACCORDIA GOLFポイントプログラムをベースとして行っております。まず、同時点で約18万名おられる各ゴルフ場の会員の皆様を安定的な収益を支える最重要顧客と位置づけ、プロショップでのポイントカード利用時のポイント還元率の優遇をしております。さらに、会員の皆様には、年2回の無料ゴルフクリニックや会員限定イベントの提供など、会員サービスの向上に努め、会員の皆様やその周辺の方々のゴルフ場利用拡大に結びつけております。

② 練習場事業の拡大および収益向上

当企業グループでは、練習場における快適な環境の整備はもちろん、「アコ

ーディア・ゴルフアカデミー」ではゴルフ場での実践的なレッスンを取り入れたレッスンプログラムを実施し、初心者や女性のゴルフデビューを促しております。さらに、品揃えが豊富なプロショップの提供など、高品質な付加価値サービスを提供することで来場を促進し、練習場の来場者に対し近隣のゴルフ場を案内することで、シナジー効果を高めてまいります。また、グループのスケールメリットを活かすため、システムやインフラの統一を行うことで、練習場事業においてもローコストオペレーションを確立してまいります。

今後も、集客強化の観点から、当社ブランドによるゴルフ練習場施設増加のスピードを加速するため、運営受託方式、フランチャイズ方式などノンアセット型運営事業を推進し、買収・建設については都市部で投資効率が高い優良案件に限定してまいります。

③　リテール事業における販売・仕入強化と販売チャネル拡大

当社のリテール事業は、設立以来売上を拡大し、平成25年度における売上高は約43億円となりました。更なる収益拡大に向けて、リテール事業を分社化し、事業に特化した専門の組織として機動性・効率性を高めます。

また、ショップ独自のブランド「golfrevo(ゴルフレボ)」を立ち上げ、従来の運営ゴルフ場・練習場インショップをゴルフ用品専門店へとリニューアルし、サービス強化をしてまいります。また、路面店・フランチャイズなどの新たな収益機会を創出することでリテール事業を強化してまいります。

④　ゴルフ市場の活性化

ゴルフ人口の拡大、ゴルフ市場の活性化は、今後の当企業グループの成長を長期的に維持するために不可欠なものであると考えております。そのため、当企業グループでは、今後のゴルファーの増加に向け、女性向けＷｅｂサイトと初心者向けイベントの充実、ファッション雑誌への掲載、ジュニアレッスンイベント、若年層向け年度会員制度などに取り組んでおります。

また、現在の顧客基盤である団塊世代以上のゴルファーにとって、生涯にわたりゴルフを楽しんでいただける施策も行っております。例えば、70歳以上の会員ゴルファーには、年間を通した乗用カートのフェアウェイ乗り入れを可能としております。さらに、全国11地区で展開しているシニア向け平日共通年度会員は、複数のコースを楽しんでいただけるとともに、コンペ等のイベント参加によりゴルフ仲間を増やせるというメリットもあり、好評を得ております。今後も、女性やジュニア、シニアなど、性別、世代を問わずゴルフの楽しさを理解してもらえるようなイベントの企画や情報の発信を積極的に行い、ゴルフ関連市場の拡大、活性化に取り組んでまいります。

⑤　安定的なファイナンス手段の確立
　ゴルフ場・ゴルフ練習場の買収・建設等に係わる資金調達については、シンジケートローンや社債、コミットメントライン等をバランス良く組み合わせ、低コストかつ安定的なファイナンス手段を確保しております。
　また、金利変動に対するリスクマネジメントに取り組み、健全な財務体質の維持を図ってまいります。

⑥　コンプライアンス体制の強化
　ガバナンス体制、コンプライアンス体制の強化を図ると同時に、研修や啓発活動を通じ従業員一人一人のコンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

(5) 会社分割の状況
　内容につきましては、18頁の（注）5、6をご参照ください。

(6) 他の会社の株式の取得の状況
　当連結会計年度に当企業グループが取得した株式の状況

会 社 の 名 称	株式数（普通株式）	取得日	主要な事業内容
東京ベイゴルフ㈱	５２０株	平成25年9月30日	ゴルフ練習場の経営
㈱不二商事	３８,０００株	平成25年10月28日	ゴルフ用品事業
㈱岐阜関スポーツランド	2,０００株	平成25年12月10日	ゴルフ場の経営
ウッドランド産業㈱	２０,０００株	平成26年２月28日	ゴルフ練習場の経営

（注）上記４社は、いずれも当社が株式を取得したものです。

(7) 財産および損益の状況の推移

① 当企業グループ

区　　分	第32期 平成23年３月期	第33期 平成24年３月期	第34期 平成25年３月期	第35期 (当連結会計年度) 平成26年３月期
営業収益(千円)	86,693,976	86,798,952	90,920,260	91,983,152
営業利益(千円)	13,316,815	12,601,378	13,303,208	12,246,512
経常利益(千円)	11,475,032	10,726,453	11,140,883	10,318,553
当期純利益(千円)	8,121,349	11,293,842	6,025,297	4,617,175
１株当たり当期純利益	7,761円99銭	11,009円12銭	5,871円75銭	44円98銭
総資産(千円)	249,867,257	253,494,242	265,043,969	262,961,302
純資産(千円)	78,034,773	88,303,009	93,097,134	92,202,619
１株当たり純資産額	76,086円35銭	86,067円24銭	90,695円78銭	896円93銭

(注) 第35期における１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額の減少につきましては、平成25年５月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月１日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

② 当社

区　　分	第32期 平成23年３月期	第33期 平成24年３月期	第34期 平成25年３月期	第35期 (当事業年度) 平成26年３月期
営業収益(千円)	7,371,588	7,416,396	7,635,962	7,451,863
営業利益(千円)	2,844,402	3,654,323	3,001,022	2,876,710
経常利益(千円)	1,640,258	2,463,681	11,550,119	1,765,621
当期純利益(千円)	643,464	950,539	10,260,181	818,515
１株当たり当期純利益	614円99銭	926円57銭	9,998円72銭	7円97銭
総資産(千円)	169,776,953	168,870,171	171,557,936	174,115,948
純資産(千円)	37,253,238	37,178,170	46,207,180	41,380,072
１株当たり純資産額	36,323円07銭	36,236円84銭	45,015円31銭	403円12銭

(注) 1. 第34期における経常利益、当期純利益、１株当たり当期純利益の増加の主な要因は、子会社よりの受取配当金10,000,087千円によるものであります。
2. 第35期における１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額の減少につきましては、平成25年５月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月１日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(8) 主要な事業内容（平成26年３月31日現在）

当企業グループは、当社（株式会社アコーディア・ゴルフ）および子会社23社の計24社で構成され、ゴルフ場事業運営を主たる業務としております。また、ゴルフ練習場の運営やグループ外部からのゴルフ場運営受託も行っております。

(9) 主要な事業所（平成26年３月31日現在）

① 当社

南青山オフィス　東京都港区南青山三丁目３番３号　リビエラ南青山ビルA館
渋谷オフィス　　東京都渋谷区渋谷二丁目15番１号　渋谷クロスタワー

② 当企業グループが保有するゴルフ場・練習場（賃借含む）

会社名	コース名	所在地	ホール数
㈱アコーディア ＡＨ11 (57コース)	大沼レイクゴルフクラブ	北海道茅部郡森町	27
	宮城野ゴルフクラブ	宮城県亘理郡 山元町	18
	花の杜ゴルフクラブ	宮城県黒川郡 大衡村	18
	リベラルヒルズゴルフクラブ リベラルパークホテル	福島県双葉郡 富岡町	18
	ノーザンカントリークラブ 上毛ゴルフ場	群馬県吾妻郡 高山村	18
	ノーザンカントリークラブ　赤城ゴルフ場　ホテルニット一赤城	群馬県渋川市	27
	緑野カントリークラブ	群馬県藤岡市	18
	ツインレイクスカントリー倶楽部	群馬県藤岡市	18
	大平台カントリークラブ	栃木県栃木市	27
	皆川城カントリークラブ	栃木県栃木市	18
	関東国際カントリークラブ	栃木県芳賀郡 茂木町	27
	セントラルゴルフクラブ ＮＥＷコース	茨城県行方市	18
	セントラルゴルフクラブ	茨城県行方市	36
	ノーザンカントリークラブ 錦ヶ原ゴルフ場	埼玉県さいたま市	43
	アコーディア・ゴルフガーデン（※1）	千葉県香取郡 多古町	3
	習志野カントリークラブ 空港コース	千葉県香取市	18
	習志野カントリークラブ キング・クィーンコース	千葉県印西市	36

会社名	コース名	所在地	ホール数
㈱アコーディア ＡＨ11 (57コース)	花生カントリークラブ	千葉県夷隅郡 大多喜町	18
	グレンオークスカントリークラブ	千葉県香取市	18
	オーク・ヒルズカントリークラブ	千葉県香取市	18
	伊豆国際カントリークラブ	静岡県伊豆市	18
	愛鷹シックスハンドレッドクラブ	静岡県沼津市	18
	新陽カントリー倶楽部	岐阜県土岐市	18
	名松・ゴルフクラブ	三重県津市	18
	藤原ゴルフクラブ	三重県いなべ市	27
	フクイカントリークラブ	福井県坂井市	27
	万壽ゴルフクラブ	奈良県山辺郡 山添村	18
	愛宕原ゴルフ倶楽部	兵庫県宝塚市	27
	長崎パークカントリークラブ	長崎県西海市	18
	別府の森ゴルフ倶楽部	大分県別府市	27
	青島ゴルフ倶楽部	宮崎県宮崎市	18
	湯の浦カントリー倶楽部	鹿児島県日置市	18
	レインボースポーツランドゴルフクラブ	宮崎県都城市	18
	霞台カントリークラブ	茨城県稲敷市	36

会社名	コース名	所在地	ホール数
㈱アコーディア ＡＨ11 (57コース)	双鈴ゴルフクラブ 土山コース	滋賀県甲賀市	18
	双鈴ゴルフクラブ 関コース	三重県亀山市	18
	水戸・ゴルフ・クラブ	茨城県水戸市	36
	佐世保国際カントリー倶楽部	長崎県佐世保市	18
	大和高原カントリークラブ	奈良県奈良市	18
	山陽国際ゴルフクラブ	山口県山陽小野田市	36
	白鷺ゴルフクラブ	兵庫県姫路市	18
	甘楽カントリークラブ	群馬県甘楽郡 甘楽町	18
	広陵カントリークラブ	栃木県鹿沼市	27
	ルート25ゴルフクラブ	三重県伊賀市	18
	小田原ゴルフ倶楽部 松田コース	神奈川県足柄上郡 松田町	18
	金沢セントラルカントリー 倶楽部	石川県金沢市	18
	秩父国際カントリークラブ	埼玉県秩父郡 皆野町	18
	越前カントリークラブ	福井県あわら市	18
	セントラル福岡ゴルフ倶楽部	福岡県筑紫野市	18
	二丈カントリークラブ	福岡県糸島市	18
	フォレストみずなみ カントリークラブ	岐阜県瑞浪市	18
	おおさとゴルフ倶楽部	宮城県黒川郡 大郷町	18
	喜連川カントリー倶楽部	栃木県さくら市	27
	藤岡ゴルフクラブ	群馬県藤岡市	36
	関越ハイランドゴルフクラブ	群馬県高崎市	27
	ワイルドダックカントリー クラブ	茨城県神栖市	18
	大月ガーデンゴルフクラブ	山梨県都留市	18
㈱アコーディア ＡＨ12 (59コース)	ザ・サザンリンクスゴルフ クラブ	沖縄県島尻郡 八重瀬町	18
	千歳カントリークラブ	北海道千歳市	18
	山形南カントリークラブ	山形県東置賜郡 川西町	18

会社名	コース名	所在地	ホール数
㈱アコーディア ＡＨ12 (59コース)	小名浜オーシャンホテル＆ ゴルフクラブ	福島県いわき市	18
	大新潟カントリークラブ 三条コース	新潟県三条市	18
	大新潟カントリークラブ 出雲崎コース	新潟県三島郡 出雲崎町	18
	妙義カントリークラブ 妙義グリーンホテル	群馬県富岡市	18
	水府ゴルフクラブ	茨城県常陸太田市	18
	石岡ゴルフ倶楽部ウエスト コース	茨城県笠間市	18
	石岡ゴルフ倶楽部	茨城県小美玉市	18
	こだま神川カントリークラブ	埼玉県児玉郡 神川町	18
	彩の森カントリークラブ	埼玉県秩父市	18
	玉川カントリークラブ	埼玉県比企郡 ときがわ町	18
	大厚木カントリークラブ 本コース	神奈川県厚木市	27
	大厚木カントリークラブ 桜コース	神奈川県厚木市	18
	鴨川カントリークラブ	千葉県鴨川市	18
	房州カントリークラブ	千葉県館山市	18
	成田東カントリークラブ	千葉県香取市	18
	千葉桜の里ゴルフクラブ	千葉県香取市	18
	佐原カントリークラブ	千葉県香取市	18
	東京湾カントリークラブ	千葉県袖ヶ浦市	27
	アクアラインゴルフクラブ	千葉県木更津市	18
	三島カントリークラブ	静岡県三島市	18
	ラビーム白浜ゴルフクラブ	和歌山県西牟婁郡 上富田町	18
	協和ゴルフクラブ	京都府相楽郡 和束町	18
	亀岡ゴルフクラブ	京都府亀岡市	18
	加茂カントリークラブ	京都府木津川市	36
	レイクフォレストリゾート	京都府相楽郡 南山城村	45
	きさいちカントリークラブ	大阪府交野市	27

会社名	コース名	所在地	ホール数
㈱アコーディア ＡＨ12 (59コース)	堺カントリークラブ	大阪府堺市	27
	泉佐野カントリークラブ	大阪府泉佐野市	27
	岬カントリークラブ	大阪府泉南郡岬町	18
	奈良の杜ゴルフクラブ	奈良県奈良市	18
	加西カントリークラブ	兵庫県加西市	18
	播磨カントリークラブ	兵庫県小野市	18
	山の原ゴルフクラブ	兵庫県川西市	36
	猪名川グリーンカントリークラブ	兵庫県川辺郡猪名川町	18
	猪名川国際カントリークラブ	兵庫県川辺郡猪名川町	18
	竹原カントリークラブ	広島県竹原市	18
	福岡フェザントカントリークラブ	福岡県田川郡川崎町	18
	菊池カントリークラブ	熊本県菊池市	18
	天瀬温泉カントリークラブ	大分県日田市	18
	寄居カントリークラブ	埼玉県大里郡寄居町	18
	本郷カントリー倶楽部	広島県三原市	18
	ヴィレッジ東軽井沢ゴルフクラブ	群馬県安中市	18
	十里木カントリークラブ	静岡県富士市	18
	石川ゴルフ倶楽部	石川県河北郡津幡町	27
	土浦カントリー倶楽部	茨城県稲敷市	27
	サンクラシックゴルフクラブ	岐阜県可児郡御嵩町	18
	ハウステンボスカントリークラブ	長崎県西海市	18
	パームヒルズゴルフリゾートクラブ	沖縄県糸満市	18
	神戸パインウッズゴルフクラブ	兵庫県神戸市	18
	大津カントリークラブ 東コース	滋賀県大津市	27

会社名	コース名	所在地	ホール数
㈱アコーディア ＡＨ12 (59コース)	大津カントリークラブ 西コース	滋賀県大津市	18
	つくでゴルフクラブ	愛知県新城市	18
	霞ゴルフクラブ	三重県津市	18
	キャッスルヒルカントリークラブ	愛知県豊川市	18
	四日市の里ゴルフクラブ	三重県四日市市	18
	フォレスト芸濃ゴルフクラブ	三重県津市	18
㈱アコーディア ＡＨ36 (9コース)	鈴鹿の森ゴルフクラブ	三重県鈴鹿市	18
	樽前カントリークラブ	北海道苫小牧市	27
	取手桜が丘ゴルフクラブ	茨城県取手市	18
	ニュー南総ゴルフ倶楽部	千葉県市原市	18
	広島安佐ゴルフクラブ	広島県広島市	18
	南市原ゴルフクラブ	千葉県市原市	18
	やしろ東条ゴルフクラブ	兵庫県加東市	18
	さいたまゴルフクラブ	埼玉県入間郡毛呂山町	18
	かほゴルフクラブ	福岡県飯塚市	18
㈱成田ゴルフ倶楽部	成田ゴルフ倶楽部	千葉県成田市	18
㈱グリーンヴィスタゴルフ倶楽部	ラ・ヴィスタゴルフリゾート	千葉県長生郡長南町	18
㈱アコーディア ＡＨ37	東条パインバレーゴルフクラブ	兵庫県加東市	18
ピーエスアール武蔵㈱	おおむらさきゴルフ倶楽部	埼玉県比企郡滑川町	27
㈱相武カントリー倶楽部	相武カントリー倶楽部	東京都八王子市	18
㈱アコーディア ＡＨ38	かずさカントリークラブ	千葉県市原市	27
㈱奈良万葉カンツリ倶樂部	奈良万葉カンツリー倶楽部	奈良県奈良市	18
㈱岐阜関スポーツランド	ボゥヴェールカントリー倶楽部	岐阜県関市	18

会社名	練習場名	所在地	打席数
㈱アコーディア・ガーデン（17練習場）	アコーディア・ガーデン柏	千葉県柏市	87
	アコーディア・ガーデン千葉東金	千葉県山武市	86
	アコーディア・ガーデン水戸	茨城県水戸市	89
	アコーディア・ガーデン瀬戸	愛知県瀬戸市	60
	アコーディア・ガーデン加古川	兵庫県加古川市	80
	アコーディア・ガーデン神戸北町	兵庫県神戸市	80
	アコーディア・ガーデン水戸南	茨城県水戸市	72
	アコーディア・ガーデン西神	兵庫県神戸市	100
	アコーディア・ガーデン帝塚山	奈良県奈良市	68
	アコーディア・ガーデン茅ヶ崎	神奈川県茅ヶ崎市	90
	アコーディア・ガーデンフクイ	福井県坂井市	60
	アコーディア・ガーデン千葉北	千葉県千葉市	78
	アコーディア・ガーデン春日部（※2）	埼玉県春日部市	74
㈱アコーディア・ガーデン（17練習場）	アコーディア・ガーデン鶴ヶ島（※2）	埼玉県鶴ヶ島市	63
	アコーディア・ガーデン仙台泉（※2）（※3）	宮城県仙台市	92
	アコーディア・ガーデン船橋（※2）	千葉県船橋市	68
	アコーディア・ガーデン名古屋	愛知県名古屋市	88
㈱ゴルフ・アライアンス	アコーディア・ガーデン四街道サンビック（※2）	千葉県四街道市	104
㈱アコーディア・ゴルフ	アコーディア・ガーデン南青山（※4）	東京都港区	7
㈱アスクゴルフクラブ	アコーディア・ガーデン藤岡	群馬県藤岡市	48
合同会社アコーディア・ガーデン甲子園浜	アコーディア・ガーデン甲子園浜	兵庫県西宮市	137
㈲柏原ジャンボゴルフ	アコーディア・ガーデン柏原	大阪府柏原市	86
㈱アコーディアＡＨ36	アコーディア・ガーデン広島中央	広島県広島市	72
ウッドランド産業㈱	ニキシマスポーツセンター	東京都調布市	88
東京ベイゴルフ㈱	アコーディア・ガーデン東京ベイ	東京都大田区	60

（注）1. アコーディア・ゴルフガーデン（※1印）は、3ホールのコースを備えた練習施設であります。
2. アコーディア・ガーデン春日部、アコーディア・ガーデン鶴ヶ島、アコーディア・ガーデン仙台泉、アコーディア・ガーデン船橋およびアコーディア・ガーデン四街道サンビック（※2印）は、施設賃借により運営しております。
3. アコーディア・ガーデン仙台泉（※3印）は、平成25年9月13日に、加茂ゴルフ練習場より名称変更いたしました。
4. アコーディア・ガーデン南青山（※4印）は、インドアゴルフ練習場であります。
5. 上記とは別に、「コンサルティング契約等」が2コース、「運営業務受託契約」が1コースあります。また、ゴルフ用品販売の店舗としてフジゴルフショップ本店他、9店舗があります。

（10）従業員の状況（平成26年３月31日現在）

当企業グループ従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,736（4,752）名	41名増　（177名増）

（注）1. パートタイマーおよびアルバイトは、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度における従業員数の増加は、主としてゴルフ場およびゴルフ練習場の取得によるものであります。

（11）重要な親会社および子会社の状況（平成26年３月31日現在）

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資本金または出資金(千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱アコーディアＡＨ11	500,000	100%	ゴルフ場の経営
㈱アコーディアＡＨ12	250,000	100%	ゴルフ場の経営
㈱ゴルフプロスタッフ	10,000	100%	ゴルフ場等の運営
㈱ゴルフ・アライアンス	10,000	100%	ゴルフ場・ゴルフ練習場等の運営受託等
㈱アコーディア・ガーデン	490,000	100%	ゴルフ練習場の経営
㈱ハーツリー	115,000	100%	ゴルフ場レストランの運営等
㈱アスクゴルフクラブ	3,000	100%	ゴルフ練習場の経営
㈲柏原ジャンボゴルフ	3,000	100%	ゴルフ練習場の経営
合同会社アコーディア・ガーデン甲子園浜	3,000	66.7%	ゴルフ練習場の経営
東京ベイゴルフ㈱	100,000	66.0%	ゴルフ練習場の経営
㈱不二商事	20,000	100%	ゴルフ用品の販売
㈱岐阜関スポーツランド	50,000	100%	ゴルフ場の経営

会　社　名	資本金または出資金(千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社	2,000	100%	ゴルフ場の経営
ウッドランド産業㈱	10,000	100%	ゴルフ練習場の経営
ACCORDIA GOLF TRUST MANAGEMENT PTE.LTD.	1シンガポールドル	100%	トラスティマネジャー
㈱成田ゴルフ倶楽部	10,000	100%(100%)	ゴルフ場の経営
㈱グリーンヴィスタゴルフ倶楽部	50,000	100%(100%)	ゴルフ場の経営
㈱アコーディアＡＨ36	50,000	100%(100%)	ゴルフ場・ゴルフ練習場の経営
㈱アコーディアＡＨ37	50,000	100%(100%)	ゴルフ場の経営
ピーエスアール武蔵㈱	10,000	100%(100%)	ゴルフ場の経営
㈱相武カントリー倶楽部	50,000	100%(100%)	ゴルフ場の経営
㈱アコーディアＡＨ38	50,000	100%(100%)	ゴルフ場の経営
㈱奈良万葉カンツリ倶楽部	100,000	100%(100%)	ゴルフ場の経営

（注）1. 「当社の議決権比率」の（　）内は、間接保有による比率であります。

2. 当社は、平成25年6月20日付で、㈲大北ゴルフ練習場の100％親会社である㈱ＭＤＡコーポレーションの当社保有全株式を譲渡したことにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。これにより、㈲大北ゴルフ練習場も当社グループ子会社ではなくなりました。

3. 当社は、平成25年9月30日付で、東京ベイゴルフ㈱の株式26％を追加取得し、既に取得していた40％の同社株式と併せて保有率を66％としたことにより、同社は当社の持分法適用会社から子会社となりました。

4. 当社は、平成25年10月28日付で、㈱不二商事の株式について、同社による自己保有株式を除いた株式全てを取得し、100％子会社としました。

5. ㈱アコーディアＡＨ12は、平成25年11月1日に、周防カントリークラブにおけるゴルフ場に関する権利義務を㈱周防カントリークラブに承継させる会社分割を行い、同日付で同社の全株式を譲渡したことにより、同社は㈱アコーディアＡＨ12の子会社ではなくなりました。
6. ㈱アコーディアＡＨ11は、平成25年12月2日に、岡山御津カントリークラブにおけるゴルフ場に関する権利義務を㈱岡山御津カントリークラブに承継させる会社分割を行い、同日付で同社の全株式を譲渡したことにより、同社は㈱アコーディアＡＨ11の子会社ではなくなりました。
7. 当社は、平成25年12月10日付で、㈱岐阜関スポーツランドの全株式を取得し、100％子会社としました。
8. 当社は、平成26年2月4日付で、当社が100％出資するアコーディア・ゴルフ・アセット合同会社を設立し、当社の子会社としました。
9. 当社は、平成26年2月28日付で、ウッドランド産業㈱の全株式を取得し、100％子会社としました。
10. 当社は、平成26年3月20日付で、100％子会社としてACCORDIA GOLF TRUST MANAGEMENT PTE.LTD.をシンガポールに設立しました。
11. ㈱成田ゴルフ倶楽部、㈱グリーンヴィスタゴルフ倶楽部、㈱アコーディアＡＨ36、㈱アコーディアＡＨ37、ピーエスアール武蔵㈱、㈱相武カントリー倶楽部、㈱アコーディアＡＨ38および㈱奈良万葉カンツリ倶樂部は、㈱アコーディアＡＨ12の100％子会社であります。

（12）主要な借入先および借入額（平成26年３月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高（千円）
大和ＰＩパートナーズ㈱	10,000,000
㈱みずほ銀行	8,581,487
㈱三井住友銀行	8,248,154
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	6,741,882
信金中央金庫	6,677,655
その他	42,635,088
計	82,884,269

（注）上記借入金残高は、短期借入金、１年内返済予定の長期借入金および長期借入金の合計額であります。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　399,000,000株
(2) 発行済株式の総数　105,398,700株（自己株式2,751,000株を含む）
(3) 株　主　数　51,471名（前事業年度末比1,143名増）
(4) 上位10名の株主の状況

株　主　名	持　株　数	持株比率
株式会社C&I　Holdings	9,680,300株	9.4%
株式会社レノ	6,912,900株	6.7%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,893,700株	5.7%
株式会社南青山不動産	5,069,400株	4.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,913,700株	4.8%
株式会社シティインデックスホスピタリティ	3,846,200株	3.7%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT－TREATY CLIENTS	2,244,400株	2.2%
ザ　チェース　マンハッタン　バンク　エヌエイ　ロンドン　エス　エル　オムニバス　アカウント	2,241,300株	2.2%
株式会社オリンピア	1,989,300株	1.9%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	1,372,010株	1.3%

（注）1. 上記の株主名および持株数は、株主名簿に基づき記載しております。
2. 当社は、自己株式2,751,000株を保有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式2,751,000株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社株式の売買単位を100株とするため、平成25年５月20日開催の取締役会の決議に基づき、同年10月１日を効力発生日として、１株を100株に分割するとともに、１単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成26年３月31日現在)

地位	氏名	重要な兼職
代表取締役社長	鎌田隆介	㈱アコーディアＡＨ11、㈱アコーディアＡＨ12、㈱ゴルフプロスタッフ、㈱アスクゴルフクラブ、㈱成田ゴルフ倶楽部、㈲柏原ジャンボゴルフ、㈱岐阜関スポーツランド、ウッドランド産業㈱、㈱グリーンヴィスタゴルフ倶楽部、㈱アコーディアＡＨ36、㈱アコーディアＡＨ37、ピーエスアール武蔵㈱、㈱相武カントリー倶楽部、㈱アコーディアＡＨ38、および㈱奈良万葉カンツリ倶楽部の代表取締役社長、アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社の職務執行者
取締役	鈴木隆文	
取締役	新野孝	
取締役	服部文雄	
取締役	澤田勲	公認会計士（公認会計士澤田勲事務所所長）
取締役	片山典之	弁護士 （シティユーワ法律事務所パートナー）、ドイチェ・アセット・マネジメント㈱社外監査役
取締役	大西又裕	ライフネット生命保険㈱顧問、横浜市立大学客員教授
取締役	須藤修	弁護士（須藤・髙井法律事務所開設パートナー）、楽天銀行㈱社外取締役、三井倉庫㈱および㈱バンダイナムコホールディングスの社外監査役
取締役	田代祐子	㈱ＧＩ地域開発研究所代表取締役
常勤監査役	對田恒雄	
監査役	藏口勝	
監査役	廣渡義紀	
監査役	初川浩司	農林中央金庫監事（非常勤）、富士通㈱社外監査役、明治大学専門職大学院客員教授

(注) 1. 取締役澤田勲、片山典之、大西又裕、須藤修、田代祐子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役鎌田隆介、鈴木隆文、新野孝、服部文雄の各氏は、会社法第373条第1項に定める特別取締役であります。
3. 監査役對田恒雄、藏口勝、廣渡義紀、初川浩司の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役對田恒雄氏は、ソニー㈱において国内、海外事業所の財務および会計に関する業務に従事し、アイワ㈱およびテルモ㈱において経理・財務担当役員を歴任するなど、財務および会計を中心とする企業の経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役廣渡義紀氏は、ソニー㈱において国際会計、企画管理等の業務に携わるほか、アイワ㈱の取締役として経理・財務を担当し財務・会計を中心とする企業の経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役初川浩司氏は、公認会計士として、大手監査法人において長年にわたり企業の会計監査実務に携わり、あらた監査法人代表社員を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役新野孝氏は、平成26年4月1日付をもって㈱ハーツリーの取締役社長に就任しております。
8. 平成26年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

※印は、取締役兼務者であります。

地　位	氏　名	担当等
※社長執行役員	鎌田　隆介	経営企画部門担当（経営企画本部担当）
※常務執行役員	鈴木　隆文	コーポレート部門担当（経理財務本部、総務人事本部担当）
※常務執行役員	新野　孝	ゴルフ総合サービス部門担当（コース管理本部、リテール事業本部、練習場事業本部、㈱ハーツリー、㈱ゴルフ・アライアンス担当）
※常務執行役員	服部文雄	ゴルフ事業部門担当（ゴルフ事業第1本部、ゴルフ事業第2本部、事業推進本部、営業本部担当）
常務執行役員	道田基生	経営企画本部長
執行役員	野中貞徳	ゴルフ事業第1本部長
執行役員	池本英生	リテール事業本部長
執行役員	中村　徹	事業推進本部長
執行役員	町田芳彦	総務人事本部長
執行役員	小幡正浩	㈱ゴルフ・アライアンス代表取締役社長
執行役員	佐藤祐造	ゴルフ事業第2本部長
執行役員	小山淳一	ゴルフ事業第2本部副本部長
執行役員	川崎啓司	第12事業部長兼九州担当営業部長
執行役員	遠藤一博	コース管理本部長
執行役員	杉田勝幸	練習場事業本部長
執行役員	中尾豊健	アコーディア・ゴルフ　ヘッドプロ
執行役員	鈴木憲治	ゴルフ事業第1本部副本部長兼第16事業部長
執行役員	堀内　治	ゴルフ事業第1本部副本部長

地　位	氏　名	担当等
執行役員	大澤道雄	経理財務本部長兼財務部長
執行役員	渡邊真司	営業本部長
執行役員	谷田部心一朗	㈱ハーツリー代表取締役社長

9. 平成26年4月1日付をもって執行役員体制が以下のとおり変更になりました。

※印は、取締役兼務者であります。

地　位	氏　名	担当等
※社長執行役員	鎌田隆介	経営企画部門担当（経営企画本部担当）
※常務執行役員	鈴木隆文	コーポレート部門担当（経理財務本部、総務人事本部担当）兼総務人事本部長
※常務執行役員	新野　孝	ゴルフ総合サービス部門担当（コース管理本部、練習場事業本部、㈱ハーツリー、㈱ゴルフ・アライアンス、㈱アコーディア・リテール担当）
※常務執行役員	服部文雄	ゴルフ事業部門担当（ゴルフ事業第1本部、ゴルフ事業第2本部、事業推進本部、営業本部、首都圏営業本部担当）
常務執行役員	道田基生	経営企画本部長
執行役員	野中貞徳	ゴルフ事業第1本部長
執行役員	池本英生	㈱アコーディア・リテール代表取締役社長
執行役員	中村　徹	事業推進本部長
執行役員	町田芳彦	ビジネストラスト推進室長
執行役員	小幡正浩	㈱ゴルフ・アライアンス代表取締役社長
執行役員	佐藤祐造	ゴルフ事業第2本部長
執行役員	小山淳一	ゴルフ事業第2本部副本部長
執行役員	川崎啓司	第11事業部長兼九州担当営業部長
執行役員	遠藤一博	コース管理本部長
執行役員	杉田勝幸	練習場事業本部長
執行役員	中尾豊健	アコーディア・ゴルフ　ヘッドプロ
執行役員	鈴木憲治	ゴルフ事業第1本部副本部長兼第24事業部長

地　位	氏　名	担当等
執行役員	堀内　治	ゴルフ事業第1本部副本部長
執行役員	大澤道雄	経理財務本部長兼財務部長
執行役員	渡邊真司	営業本部長
執行役員	谷田部　心一朗	首都圏営業本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取　締　役　　9名　　155,885千円（うち社外５名34,685千円）
監　査　役　　4名　　31,695千円

（注）1. 平成17年２月22日開催の第25回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は、年額100,000千円以内と決議しております。
2. 当社の監査役は、全員社外監査役であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	澤田　勲	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回に出席し(出席率100%)、主に公認会計士、税理士としての専門的知識と経験に基づき、社外取締役として適宜必要な発言を行っております。
取締役	片山典之	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回に出席し(出席率100%)、主に弁護士としての専門的知識と経験に基づき、社外取締役として適宜必要な発言を行っております。
取締役	大西又裕	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回に出席し(出席率100%)、財務、税務、会計に関する専門的知識と経験に基づき、社外取締役として適宜必要な発言を行っております。

区　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	須　藤　　修	当事業年度に開催された取締役会30回のうち24回に出席し(出席率80%)、主に弁護士としての専門的知識と経験に基づき、社外取締役として適宜必要な発言を行っております。
取締役	田　代　祐　子	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回に出席し(出席率100%)、主に財務、会計、税務に関する専門的知識と経験に基づき、社外取締役として適宜必要な発言を行っております。
監査役	對　田　恒　雄	当事業年度に開催された取締役会30回のうち29回に出席（出席率97%)、監査役会23回のうち23回に出席し（出席率100%)、取締役会では、常勤監査役として内部統制の状況や法令・定款遵守の見地から意見を述べ、疑問点等を明らかにするため質問を行っており、また、社外監査役として適宜必要な発言を行っております。
監査役	藏　口　　勝	当事業年度に開催された取締役会30回のうち29回に出席（出席率97%)、監査役会23回のうち22回に出席し（出席率96%)、取締役会では、これまでの会社経営の経験等に基づき、社外監査役として適宜必要な発言を行っております。
監査役	廣　渡　義　紀	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回に出席（出席率100%)、監査役会23回のうち23回に出席し（出席率100%)、取締役会では、これまでの財務・会計を中心とする企業経営全般に関する知識と経験等に基づき、社外監査役として適宜必要な発言を行っております。
監査役	初　川　浩　司	当事業年度に開催された取締役会30回のうち26回に出席（出席率87%)、監査役会23回のうち16回に出席し（出席率70%)、取締役会では、これまでの主に公認会計士としての専門的知識と経験に基づき、社外監査役として適宜必要な発言を行っております。

(注) 各監査役は、監査役会において、監査方針や監査計画案の策定や監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等をし、必要な発言を適宜行っております。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施するとともに、当企業グループの現場監査を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は当社定款に基づき、社外役員全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。

⑤　独立役員の指定

当社は、取締役澤田勲、大西又裕、須藤修、田代祐子および監査役對田恒雄、藏口勝、廣渡義紀、初川浩司の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	金　額
①　当社の会計監査人の報酬等の額	50,980千円
②　当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	115,290千円

(注) 当社会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約の締結をいたしておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、基本方針を取締役会にて決議し、内部統制システムを構築し、これを適宜見直しつつ改善を行っておりますが、平成24年9月24日開催の取締役会において、以下のとおり決議し改定いたしました。

① 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 当社のグループ会社（以下「子会社等」といいます。）については、当社の社内規則を共通して適用し、関係会社管理規程に基づき業務の適正を確保します。

(b) 当社と子会社等は、共通のコンプライアンス・ポリシーにより、グループ全体で遵法意識の醸成を図ります。当社の役職員（執行役員を含む全役員・従業員）によるコンプライアンス違反問題に関する相談・報告制度は、子会社等の役職員のコンプライアンス違反をも対象とし、かつ子会社の役職員にも利用可能なものとします。

(c) 子会社等による事業計画等の重要事項の策定は、当社の事前承認事項とします。

② 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、次に掲げる体制を整備します。

(a) 当社は、企業行動憲章により企業活動の理念を明確にするとともに、企業行動規範にガイドラインを設定し、役職員にコンプライアンスの周知徹底を図ります。

(b) 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名委員会を設置し、経営の透明性を高めます。

(c) 当社は、社外取締役を継続して選任することにより取締役の職務執行の監督機能の向上を図ります。

(d) 当社は、法令遵守・リスク管理・内部統制等の状況につき、経営トップに対する独立性を有し、かつ企業活動に対する経験･見識が豊富な社外監査役により、的確な業務監査を実施します。

(e) 当社は、被監査部門から独立した内部監査室を設置し、あらかじめ定めた監査方針および監査計画に基づきグループ会社を含めて内部監査を実施します。

(f) 当社は、コンプライアンス実践の支援指導のため、社長直属のコンプライアンス委員会を設け、また、取締役会の諮問機関として取締役および

執行役員のコンプライアンス調査を主目的とする特別コンプライアンス委員会を設けます。

(g) 当社は、当企業グループの役職員によるコンプライアンス違反の発見を容易にし、当社のコンプライアンスのレベルを向上させ、風通しのよい職場環境を整備することを目的として、当企業グループの役職員が利用し易い相談・報告窓口を複数整備し（社外の弁護士を相談・報告窓口とするコンプライアンスホットラインを含む）、今後もその充実を図ります。

(h) 当社は、反社会的勢力に対しては、社長の排除宣言を受けた関係マニュアルを定め、警察等とも連携して厳正な対応をします。

③ リスク管理に関する規程その他の体制

当社は、企業リスクに対応するための組織として、コンプライアンス委員会、特別コンプライアンス委員会、危機管理委員会および情報管理委員会を設置します。各委員会においては、関連規程および対応マニュアルの整備ならびに企業リスクに対する事前予防を行い、また危機管理委員会は、これらに加えてコンティンジェンシー・プラン等諸施策･諸対応の検討を行います。万一、重大なリスクが発生した場合には、危機管理規程に基づいて対策本部を設置し、弁護士、会計士等外部専門家と連携して迅速に対応できる体制を敷きます。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、取締役会での決定に基づく業務執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することで、取締役総人員を適切に調整し、取締役会の意思決定の迅速化を図ります。取締役会は、原則月１回開催するほか、特別取締役制度を採用し、一定額未満のゴルフ場およびゴルフ練習場の買収案件等について迅速な意思決定を行います。

(b) 当社は、経営の機動性と意思決定プロセスの透明性を維持するため、社長のもとに経営会議ならびに投資委員会および予算委員会をおきます。取締役会に付議する経営方針等重要案件については、経営会議または投資委員会もしくは予算委員会の協議を経たうえで、取締役会において決定を行います。

(c) 当社は、社長のもとに業務執行権限を委譲された担当執行役員、各部門長らが組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等の社内規程に基づき、所定の手続を経て業務執行します。なお、業務執行に関する社長決裁事項は、原則として経営会議への諮問を経て社長が決裁します。

⑤　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および文書管理規程等の社内規則に従い、重要な会議の議事録、その他取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存および管理します。

⑥　監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

(a)　監査役の職務を補助する職員１名以上を配置します。

(b)　当該職員の人事異動および人事案件（評価、懲戒処分など）については、常勤監査役の同意を得たうえで行います。

⑦　監査役への報告に関する体制

(a)　役職員は、監査役に対して、法定の事項および社内規則により定期的に報告を行う事項のほか、次の事項を遅滞なく報告します。

・ 全社的に影響を及ぼす重要事項
・ 内部監査室が行う内部監査
・ コンプライアンス問題に関する相談・報告制度による通報の有無、内容および対応状況

(b)　役職員は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告します。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)　監査役は、重要な会議または委員会に出席し意見を述べることができます。

(b)　監査役は、議事録や稟議書等について、いつでも閲覧することができます。

(c)　代表取締役と監査役は、定期的に連絡会を持ちます。

(d)　当社は、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士、会計士等外部専門家と連携できる体制を整備します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当の基本方針

当社は、上記「1．企業集団の現況に関する事項（4）対処すべき課題」に記載のとおり、ビジネス・トラストによるアセットライトを実施する予定で

す。このアセットライトの実施後は、さらに、当社の運営ノウハウによりバリューアップを行ったゴルフ場をアセットライトの受け皿である合同会社に譲渡し（すなわち、追加のアセットライトを実施し）、そのゴルフ場の経営管理および運営の委託を受け、さらなる積極的なゴルフ場の新規取得を行うという循環型ビジネスを展開します。

このような積極的なゴルフ場の新規取得を行うためには、安定した資金余力を確保する必要があることから、当社は、ビジネス・トラストによるアセットライト後は、利益配分に関する基本方針を、「みなし連結当期純利益（連結当期純利益から特別損益を控除し、当該特別損益に関わる法人税等を調整したものをいいます。）の45％を配当性向の目処とするとともに、これに追加して、追加のアセットライトによるゴルフ場の移管に伴う余剰キャッシュ・フローの一部を充当し、積極的に自己株式の取得または配当等を含む株主還元を目指すことで、平成28年3月期および平成29年3月期において、総株主還元性向（連結当期純利益に対する配当総額および自己株式取得総額の割合をいいます。）目標を90％とする」との基本方針に変更することを予定しております。

平成27年3月期の配当予想につきましては、上記の基本方針のうち、みなし連結当期純利益の45％を目処とする配当性向に係る利益配分を基本としつつも、期中においてビジネス・トラストによるアセットライトを実施するといった要因や平成28年3月期以降におけるシミュレーション上の配当水準に配慮し、１株当たり36円の配当を予定しております。あわせて、当社は、ビジネス・トラストによるアセットライト施策の一環として、平成26年8月上旬を目途に、買付代金の総額を450億円以上とする自己株式の公開買付けを行うことを予定しており、加えて、ビジネス・トラストによるアセットライトを通じて当社が受領する金額等を考慮した上で、さらなる株主還元が可能な場合には、追加的な配当の実施を検討いたします。

（注）本事業報告中の記載数値は、金額については表示単位未満の数値を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表（平成26年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**19,431,376**	**流動負債**	**61,870,379**
現金及び預金	4,656,540	買掛金	2,110,713
営業未収入金	5,254,651	短期借入金	12,704,000
商品	2,264,100	コマーシャル・ペーパー	2,998,799
原材料及び貯蔵品	360,198	１年内返済予定の長期借入金	9,363,135
繰延税金資産	3,096,611	１年内償還予定の社債	15,000,000
その他	4,472,715	リース債務	1,540,959
貸倒引当金	△673,441	未払金	5,952,992
固定資産	**243,529,926**	未払法人税等	4,112,579
有形固定資産	**214,764,291**	前受収益	4,813,072
建物及び構築物（純額）	42,695,261	賞与引当金	760,925
機械装置及び運搬具（純額）	4,474,168	ポイント引当金	588,474
工具、器具及び備品（純額）	3,015,321	株主優待引当金	437,252
ゴルフコース	110,241,730	その他	1,487,475
土地	53,448,349	**固定負債**	**108,888,303**
建設仮勘定	889,460	長期借入金	60,817,134
無形固定資産	**25,868,864**	リース債務	5,362,601
のれん	21,128,388	繰延税金負債	15,417,996
その他	4,740,475	入会保証金	24,847,809
投資その他の資産	**2,896,770**	資産除去債務	619,941
投資有価証券	47,591	その他	1,822,820
長期貸付金	49,428	**負債合計**	**170,758,683**
繰延税金資産	81,238	**（純資産の部）**	
その他	3,023,794	**株主資本**	**92,068,687**
貸倒引当金	△305,282	資本金	10,940,982
		資本剰余金	20,622,481
		利益剰余金	62,505,199
		自己株式	△1,999,977
		少数株主持分	**133,932**
		純資産合計	**92,202,619**
資産合計	**262,961,302**	**負債純資産合計**	**262,961,302**

連結損益計算書（自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**91,983,152**
営業費用		
事業費	75,482,109	
販売費及び一般管理費	4,254,529	79,736,639
営業利益		**12,246,512**
営業外収益		
受取利息	787	
受取賃貸料	66,117	
補助金収入	15,648	
利用税等報奨金	70,451	
その他	143,422	296,428
営業外費用		
支払利息	1,535,296	
シンジケートローン手数料	564,000	
持分法による投資損失	3,285	
その他	121,805	2,224,387
経常利益		**10,318,553**
特別利益		
保険差益	171,378	
固定資産売却益	95,739	
関係会社株式売却益	75,708	
受取補償金	103,653	
債務免除益	160,189	606,670
特別損失		
固定資産除売却損	31,219	
災害による損失	138,318	
関係会社株式売却損	149,737	
その他	3,526	322,802
税金等調整前当期純利益		**10,602,420**
法人税、住民税及び事業税	5,322,837	
法人税等調整額	656,318	5,979,155
少数株主損益調整前当期純利益		**4,623,265**
少数株主利益		**6,089**
当期純利益		**4,617,175**

連結株主資本等変動計算書（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

項　目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
平成25年４月１日残高	**10,940,982**	**20,622,481**	**63,533,647**
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△5,645,623
当期純利益			4,617,175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）			
連結会計年度中の変動額合計	―	―	△1,028,447
平成26年３月31日残高	**10,940,982**	**20,622,481**	**62,505,199**

項　目	株主資本		少数株主持分	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
平成25年４月１日残高	**△1,999,977**	**93,097,134**	―	**93,097,134**
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△5,645,623		△5,645,623
当期純利益		4,617,175		4,617,175
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）			133,932	133,932
連結会計年度中の変動額合計	―	△1,028,447	133,932	△894,515
平成26年３月31日残高	**△1,999,977**	**92,068,687**	**133,932**	**92,202,619**

貸借対照表（平成26年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**25,484,331**	**流動負債**	**66,603,863**
現金及び預金	3,688,643	買掛金	122,580
営業未収入金	600,685	短期借入金	12,704,000
リース投資資産	1,535,264	コマーシャル・ペーパー	2,998,799
商品	41,820	１年内返済予定の長期借入金	9,268,163
前払費用	126,025	１年内償還予定の社債	15,000,000
繰延税金資産	128,859	リース債務	1,537,483
関係会社短期貸付金	15,575,000	未払金	3,432,754
未収入金	1,700,149	未払費用	44,082
その他	2,087,883	未払法人税等	935,519
		預り金	20,398,079
		賞与引当金	158,614
固定資産	**148,631,616**	ポイント引当金	3,786
有形固定資産	**235,253**		
建物（純額）	135,145	**固定負債**	**66,132,012**
構築物（純額）	131	長期借入金	60,660,943
工具、器具及び備品（純額）	57,964	リース債務	5,359,153
土地	76	資産除去債務	62,957
建設仮勘定	41,936	その他	48,958
無形固定資産	**1,380,658**	**負債合計**	**132,735,875**
商標権	69,364	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	467,973	**株主資本**	**41,380,072**
ソフトウエア仮勘定	843,320	資本金	10,940,982
投資その他の資産	**147,015,705**	資本剰余金	20,640,470
関係会社株式	83,397,667	資本準備金	14,140,470
その他の関係会社有価証券	360,463	その他資本剰余金	6,500,000
関係会社長期貸付金	57,574,953	利益剰余金	11,798,596
繰延税金資産	82,027	その他利益剰余金	11,798,596
リース投資資産	5,358,495	繰越利益剰余金	11,798,596
その他	283,588	自己株式	△1,999,977
貸倒引当金	△41,491	**純資産合計**	**41,380,072**
資産合計	**174,115,948**	**負債純資産合計**	**174,115,948**

損益計算書（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**7,451,863**
営業費用		
事業費	996,591	
販売費及び一般管理費	3,578,561	4,575,152
営業利益		**2,876,710**
営業外収益		
受取利息	1,060,927	
受取配当金	17,098	
その他	61,679	1,139,705
営業外費用		
支払利息	1,312,361	
社債利息	305,694	
シンジケートローン手数料	564,000	
その他	68,737	2,250,794
経常利益		**1,765,621**
特別利益		
受取補償金		21,354
税引前当期純利益		**1,786,976**
法人税、住民税及び事業税	974,067	
法人税等調整額	△5,606	968,460
当期純利益		**818,515**

株主資本等変動計算書（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成25年４月１日残高	**10,940,982**	**14,140,470**	**6,500,000**	**20,640,470**
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―
平成26年３月31日残高	**10,940,982**	**14,140,470**	**6,500,000**	**20,640,470**

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
平成25年４月１日残高	**16,625,704**	**△1,999,977**	**46,207,180**	**46,207,180**
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△5,645,623		△5,645,623	△5,645,623
当期純利益	818,515		818,515	818,515
事業年度中の変動額合計	△4,827,107	―	△4,827,107	△4,827,107
平成26年３月31日残高	**11,798,596**	**△1,999,977**	**41,380,072**	**41,380,072**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２６年5月１５日

株式会社アコーディア・ゴルフ

取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　板　垣　雄　士　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　口　誠　司　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社アコーディア・ゴルフの平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アコーディア・ゴルフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載のとおり、会社は株主総会の承認等諸条件が充足された場合、ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達及び自己株式の公開買付けを実施する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成２６年5月１５日

株式会社アコーディア・ゴルフ
取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板　垣　雄　士　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　口　誠　司　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アコーディア・ゴルフの平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第３５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
追加情報に記載のとおり、会社は株主総会の承認等諸条件が充足された場合、ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達及び自己株式の公開買付けを実施する予定である。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年４月1日から平成26年３月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   (1) 監査役会の監査の方法及びその内容
   監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   (2) 監査役の監査の方法及びその内容
   ① 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
   ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
   以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
   ③ 当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）については、各監査役は取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
2. 監査の結果
   (1) 事業報告等の監査結果
   ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
   ② 取締役の職務の執行については、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
   ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
   (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
   (3) 連結計算書類の監査結果
   会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

株式会社アコーディア・ゴルフ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	對田恒雄	㊞
社外監査役	藏口　勝	㊞
社外監査役	廣渡義紀	㊞
社外監査役	初川浩司	㊞

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期末の剰余金の配当につきましては、当社が平成24年12月に公表しました中期経営計画においてお示しした、株主の皆様に対する利益還元を重要課題のひとつとして位置づけ、余剰キャッシュ・フローを積極的かつ継続的に株主の皆様に還元するとの方針のもと、１株当たり56円（当社は、昨年10月に当社株式１株を100株に分割する株式分割を行いましたので、前期末における１株を100株と換算して、前期末より100株当たり100円の増配となります。）といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式１株につき金56円　総額　5,748,271,200円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
   平成26年６月30日（月曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由
　今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条に定める事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容
　変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 16.　（省　略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 16.　（現行どおり）
（新　設）	17. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の販売等に関する業務
17.　（省　略）	18.　（現行どおり）

第３号議案　取締役10名選任の件

現任の当社取締役全員９名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役を1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鎌田 隆介（かまた りゅうすけ） （昭和22年12月22日）	昭和45年３月　日東興業㈱入社 昭和62年５月　同社　取締役 平成13年12月　同社　代表取締役 平成15年４月　当社　取締役 平成15年８月　当社　取締役最高執行責任者 平成17年３月　当社　代表取締役副社長 平成18年６月　当社　代表取締役副社長執行役員 平成24年５月　当社　代表取締役社長執行役員（現任） （当社における担当） 経営企画部門担当（経営企画本部担当） （重要な兼職の状況） ㈱アコーディアＡＨ11、㈱アコーディアＡＨ12他子会社13社の代表取締役社長 アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社の職務執行者	100,600株
	同氏は、40年以上のゴルフ場業界における実務経験および約25年にわたりゴルフ場事業の経営に携わってきた実績を有し、ゴルフ場再生案件のスペシャリストとしても豊富な知識経験を有しております。 同氏は、各ゴルフ場の運営に関して、クラブや理事会運営の責任者として会員との円滑な関係構築を図るとともに、当企業グループとしての運営方針およびブランドを定着させるため、直接現場での指導・助言を行うなど、重要な役割を果たしております。 同氏には、代表取締役社長として、これまでゴルフ場事業の経営等を通じて培った知識経験等を活かし、当社の経営課題である、ビジネス・トラストによるアセットライト施策を通じた循環型ビジネスモデルの確立を始めとしたゴルフ事業革命の継続・進化を引き続き牽引し、更なる事業の発展を実現していくとともに、当社の企業風土の改革を積極的に推進するための施策を展開していくことを期待しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	鈴木（すずき）　隆文（たかぶみ） (昭和44年８月９日)	平成７年10月　元監査法人（現太陽ASG有限責任監査法人）入所 平成10年４月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成15年４月　公認会計士登録 平成17年３月　当社入社　管理本部経理財務部長 平成19年12月　当社　管理本部管理本部長代理兼　経理部長 平成20年７月　当社　管理本部副本部長 平成21年１月　当社　経理財務本部副本部長 平成21年６月　当社　執行役員　経理財務本部副本部長 平成22年６月　当社　取締役執行役員 平成24年６月　当社　取締役常務執行役員（現任） （当社における担当） コーポレート部門担当（経理財務本部、総務人事本部担当）兼総務人事本部長	5,800株
	同氏は、公認会計士として有する財務・会計に関する高い知見に加え、当社における業務経験を通じたゴルフ場事業に関する豊富な知識経験を有しております。 当社においては、特に、当社の成長戦略であるM&Aを進めるにあたり、ストラクチャー組成およびファイナンスにおいて中心的な役割を果たすとともに、業務改革プロジェクトチームの責任者として、M&Aで買収した会社の経理・財務関連業務の統一、ローコストな運営体制の構築を含む、当社グループの事務合理化を推進してまいりました。 同氏には、財務・会計に関する高い知見とゴルフ場事業に関する豊富な知識経験を活かし、当社の資金調達やM&A戦略等を含め、当社の経理・財務業務を引き続き担当するとともに、当社の資本効率の向上を追求するための経営体制の強化に貢献していくことを期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	新野 孝（にいの たかし） （昭和23年10月31日）	昭和47年３月　日東興業㈱入社 昭和57年11月　ニットーアメリカ㈱　取締役 昭和62年４月　日東興業㈱　取締役 平成15年３月　当社　取締役 平成17年３月　当社　取締役特命案件担当副室長 平成17年７月　当社　取締役コース管理本部長 平成18年６月　当社　執行役員 コース管理本部長 平成19年６月　当社　常務執行役員 コース管理本部長 平成24年６月　当社　取締役常務執行役員 （現任） （当社における担当） ゴルフ総合サービス部門担当（コース管理本部、練習場事業本部、㈱ハーツリー、㈱ゴルフ・アライアンス、㈱アコーディア・リテール担当） （重要な兼職の状況） ㈱ハーツリーの代表取締役社長	50,400株

同氏は、40年以上のゴルフ場業界における実務経験および約30年にわたり国内外のゴルフ場の経営に携わってきた実績を有し、特に米国・欧州をはじめとする海外ゴルフ場の経営に関する豊富な経験を有しております。

同氏は、国内のゴルフビジネスを接待サービスゴルフからカジュアルゴルフに転換すべきことを提唱し、当社のゴルフ場経営の基本理念の構築に大きく寄与するとともに、科学的な知見等に基づくコース管理の近代化・効率化を推進するなど、当社の事業成長に多大なる貢献をしてまいりました。

同氏には、当社のゴルフ場経営や海外における経営経験を通じて培った知識経験を活かし、当社グループのレストラン事業やリテール事業の強化、㈱ゴルフ・アライアンスの再活性化を実現するとともに、コース管理部門を中心とする人材育成等に貢献していくほか、当社の経営体制の強化にも貢献していくことを期待しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	服部文雄 (はっとりふみお) (昭和27年1月1日)	昭和49年４月　日東興業㈱入社 平成５年11月　ニットーサービス㈱　取締役 平成９年10月　同社　双園西東京本部長 平成15年５月　当社入社 平成17年３月　当社　西関東、東海事業部長 平成17年９月　当社　事業本部副本部長 (事業統括担当) 平成18年６月　当社　執行役員事業本部長 平成19年６月　当社　常務執行役員事業本部長 平成24年６月　当社　取締役常務執行役員 (現任) (当社における担当) ゴルフ事業部門担当（ゴルフ事業第1本部、ゴルフ事業第2本部、事業推進本部、営業本部、首都圏営業本部担当)	1,400株
	同氏は、40年近いゴルフ場業界における実務経験および約10年にわたってゴルフ場の経営に携わってきた実績を有し、当社設立当初より、ゴルフ場オペレーション部門の中核としてゴルフ場オペレーションの改善強化を実現するとともに、会員権販売部門の強化を中心となって推進し、当社の発展に大きく貢献してまいりました。 同氏は、ゴルフ場事業の経営改善テーマとして、会員数の適正な確保および更なる効率的な運営体制の確立であるとの明確なビジョンを掲げております。 同氏には、その現場における豊富な知識経験等を活かして、マルチブランドによる新規市場の獲得をはじめとするアコーディアブランドのバリュー向上など当社の成長戦略を着実に実行するとともに、当社の経営体制の強化に貢献していくことを期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	澤田（さわだ）　勲（いさお） （昭和16年２月９日）	昭和39年４月　公認会計士川島和郎事務所入所 昭和44年１月　監査法人大手町事務所入所 昭和52年４月　監査法人日本橋事務所社員 平成２年７月　太田昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）社員 平成６年５月　同法人　代表社員 平成17年８月　㈱ＳＰＬ　社外監査役（現任） 平成18年７月　公認会計士澤田勲事務所所長（現任） 平成18年９月　当社　社外取締役（現任）	10,300株
	○社外取締役候補者 同氏は、長年にわたり公認会計士および税理士として企業の会計・税務に関する実務に携わり、会計・税務に関する専門的な知識経験を有するとともに、内部統制やコンプライアンス等を含むガバナンスや企業経営に関する高い見識を有しております。 同氏は、当社が設置する特別コンプライアンス委員会の委員として、当社のガバナンス体制の強化を牽引されております。 同氏には、引き続き、主に会計・税務およびガバナンスの専門家としての見地から、当社のガバナンス体制の抜本的な強化に尽力していくとともに、経営全般に関する助言等をいただくことを期待しております。 同氏は、現在および過去において、当社の大株主や主要な取引先における業務執行経験または勤務経験はなく、当社との間で取引関係も存しないことから、社外取締役としての独立性は十分確保されております。また、同氏は、他社の役員の兼務等の状況および従来の実績に照らし、取締役会への十分な出席が見込まれます。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって７年９ヶ月であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	大西 又裕（だいさい またひろ） （昭和26年９月25日）	昭和49年４月　大蔵省入省 平成７年７月　大蔵省企業財務課長 平成11年７月　仙台国税局長 平成12年７月　広島国税局長 平成13年７月　国税庁審議官 平成16年７月　税務大学校研究部主任教授 平成16年10月　金融庁金融研究センター特別研究員 平成20年４月　ライフネット生命保険㈱ 取締役 平成20年４月　横浜市立大学　特別契約教授 平成20年６月　当社　社外監査役 平成24年４月　横浜市立大学　客員教授（現任） 平成24年６月　ライフネット生命保険㈱顧問（現任） 平成24年６月　当社　社外取締役 兼 特別コンプライアンス委員長（現任）	7,300株

○社外取締役候補者

同氏は、長年にわたり旧大蔵省および国税庁において税務、企業財務等の監督行政に携わった後、税務大学校、金融庁金融研究センターおよび横浜市立大学等において、税務会計および監査を研究し、税務、会計、監査に関する豊富な実務経験および深い見識を有しております。

同氏は、平成20年６月より、その税務、会計、監査等に関する高い見識を活かして、当社社外監査役としての職務を遂行しており、また、平成24年６月からは、当社のコンプライアンス体制を抜本的に強化するため、社外取締役となり、特別コンプライアンス委員会の委員長および指名委員会の委員長として、当社のコンプライアンスに関する監視・監督機能の中核を担っており、経営全般に関する助言等をしていただいております。

同氏には、引き続き、監督行政および当社監査役実務等で培った経験を活かし、当社のガバナンス体制の強化に尽力していただくことを期待しております。

同氏は、現在および過去において、当社の大株主や主要な取引先等における業務執行経験または勤務経験はなく、当社との間で取引関係も存しないことから、社外取締役としての独立性は十分確保されております。

同氏は、他社の役員の兼務等の状況および従来の実績に照らし、取締役会への十分な出席が見込まれます。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって２年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	須藤（すどう）　修（おさむ） （昭和27年１月24日）	昭和55年４月　弁護士登録東京八重洲法律事務所入所 昭和58年４月　東京八重洲法律事務所パートナー 平成５年４月　あさひ法律事務所（現　あさひ法律事務所および西村あさひ法律事務所）創設・パートナー 平成11年６月　須藤・髙井法律事務所開設パートナー（現任） 平成15年６月　㈱ナムコ　社外監査役 平成17年６月　㈱ワールド　社外取締役 平成17年９月　㈱バンダイナムコホールディングス　社外監査役（現任） 平成18年２月　ＧＣＡ㈱　社外監査役 平成20年６月　イーバンク銀行㈱　社外取締役 平成21年６月　イーバンク銀行㈱（現　楽天銀行㈱）　社外取締役（現任） 平成21年11月　㈱ＵＳＥＮ　社外監査役 平成23年６月　三井倉庫㈱　社外監査役（現任） 平成24年６月　当社　社外取締役（現任）	-株

○社外取締役候補者

同氏は、長年にわたり弁護士として倒産法および企業法務を中心とする法律実務に携わり、企業経営、倒産、コンプライアンス等に関する豊富な経験および法律知識を有しております。

また、同氏は、JVC・ケンウッド・ホールディングス㈱の調査委員会委員長、オリンパス㈱の第三者委員会委員を務めるなど、コーポレートガバナンスに関する顕著な実績および深い造詣を有しております。

同氏には、引き続き当社取締役による業務執行に対する監督および支援・助言をしていただくだけでなく、当社のコンプライアンス体制の抜本的な強化に積極的に貢献していただくことを期待しております。

同氏は、現在および過去において、当社の大株主や主要な取引先における業務執行経験または勤務経験等はなく、当社との間で取引関係も存しません。なお、同氏は、当社の完全親会社であった日東興業㈱につき、平成９年12月申立にかかる和議手続の代理人でありましたが、既に同案件が終了してから10年以上が経過していること、その後同氏と当社との間には何らの関係も存しないこと等から、社外取締役としての独立性は十分確保されております。

同氏は、他社の役員の兼務等の状況に照らし、当社取締役会への十分な出席が見込まれます。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって２年であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	田代祐子 (昭和29年３月14日)	昭和61年６月　ＫＰＭＧ　ＬＬＰ　入所 平成７年７月　同所　パートナー 平成12年11月　ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク　ＧＥコーポレートジャパン　ソーシングリーダー 平成15年７月　フェニックス・シーガイア・リゾート㈱　最高財務責任者 平成17年４月　エーオン・ホールディングス・ジャパン㈱　取締役　最高業務責任者　兼　最高財務責任者 平成22年４月　ＴＳアソシエイツ㈱　代表取締役 平成23年９月　㈱ＧＩ地域開発研究所　代表取締役（現任） 平成24年６月　当社　社外取締役（現任） 平成25年１月　ＮＰＯ法人未来開発研究所　副理事長（現任）	700株

○社外取締役候補者

同氏は、グローバルな監査法人であるKPMG LLPにおいて監査パートナーを務めた経験を有するなど、国際的な会計・税務やコーポレートガバナンスに関する豊富な実務経験および高い知見を有しております。

また、同氏は、グローバルな企業グループの日本部門であるGEジャパンにおいて重要な戦略の構築等の実績を残すとともに、フェニックス・シーガイア・リゾート㈱の最高財務責任者（CFO）、エーオン・ホールディングス・ジャパン㈱の最高業務責任者（COO）兼最高財務責任者（CFO）等を歴任するなど、ゴルフ場事業を含む企業経営についての豊富な実績および知識経験を有しております。

同氏には、引き続き、国際的な会計・税務や企業経営に関する豊富な知識経験を活かし、当社のガバナンス体制の抜本的な強化や企業経営の視点からの当社の事業の成長に向けた具体的な助言等をしていただくほか、女性としての視点から、当社が目指している女性ゴルファー人口の拡大・顧客獲得等のために、貴重な貢献をいただけるものと考えております。

同氏は、現在および過去において、当社の大株主や主要な取引先における業務執行経験または勤務経験はなく、当社との間で取引関係も存しないことから、社外取締役としての独立性は十分確保されております。

同氏は、他社の役員の兼務等の状況に照らし、当社取締役会への十分な出席が見込まれます。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結時をもって２年であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	※ 前川 充留（まえかわ みつる） （昭和23年1月10日）	昭和51年８月　日本ゼネラル・エレクトリック㈱ 原子力事業部　入社 平成６年10月　同社　医療機器部門アジアマーケティング担当副社長 平成７年10月　同社　医療機器部門アジアサービス担当副社長 平成10年１月　ＧＥ横河メディカルシステム㈱（現 ＧＥヘルスケアジャパン㈱）常務取締役サービス本部長 平成11年１月　同社 常務取締役営業本部長 平成14年１月　ＧＥキャピタルインターナショナルサービス 中国支社代表ＣＥＯ 平成17年１月　Ｇｅｎｐａｃｔ社 中国支社代表ＣＥＯ 平成23年11月　㈱ＴＭＪ ビジネスアドバイザー（現任） 平成24年６月　ＮＰＯ法人障がい者就業・雇用支援センター理事（現任）	-株

○社外取締役候補者

同氏は、グローバル企業であるGEグループ等において、CEOや取締役等として長年に亘り経営に関与された経験を有するなど、企業経営全般に関する高い見識と豊富な経験を有しております。

同氏には、国際的な企業経営全般に関する豊富な知識経験を生かし、企業経営の視点からの当社の事業の成長に向けた具体的な助言をしていただくことを期待しております。

同氏は、現在および過去において、当社の大株主や主要な取引先における業務執行経験または勤務経験はなく、当社との間の取引関係も存しないことから、社外取締役としての独立性は十分確保されております。

同氏は、他社の役員の兼務等の状況に照らし、当社取締役会への十分な出席が見込まれます。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	※ 田淵智久（たぶち ともひさ） （昭和32年12月９日）	昭和59年４月　弁護士登録 平成３年４月　森綜合法律事務所（現　森・濱田松本法律事務所）入所 平成19年４月　末吉綜合法律事務所（現　潮見坂綜合法律事務所）創設・パートナー（現任） 平成22年６月　㈱日立メディコ 社外取締役（現任） 平成23年６月　㈱バンダイナムコホールディングス　社外取締役（現任） 平成25年６月　楽天銀行㈱ 社外監査役（現任）	-株
	○社外取締役候補者 同氏は、長年にわたり弁護士として企業法務を中心とする法律実務に携わるとともに、他社において社外取締役または社外監査役に就任することで企業経営等に関与しており、企業経営・金融・コーポレートガバナンス等に関する豊富な経験および法律知識を有しております。 同氏には、法律実務や社外役員としての企業経営への関与に関する豊富な知識経験を生かし、当社のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の抜本的な強化や、企業経営全般に関する助言等をいただくことを期待しております。 同氏は、現在および過去において、当社の大株主や主要な取引先における業務執行経験または勤務経験はなく、当社との間の取引関係も存しないことから、社外取締役としての独立性は十分確保されております。 同氏は、他社の役員の兼務等の状況照らし、取締役会への十分な出席が見込まれます。		

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任取締役候補者であります。
3. 社外取締役役との責任限定契約について
当社は、澤田勲氏、大西又裕氏、須藤修氏および田代祐子氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、賠償の限度額を会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、前川充留氏および田淵智久氏が選任された場合は、上記と同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 澤田勲氏、大西又裕氏、須藤修氏および田代祐子氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案とおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、前川充留氏および田淵智久氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役對田恒雄および藏口勝の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	對田恒雄（たいだつねお） （昭和16年11月２日）	昭和42年12月　ソニー㈱　入社 昭和61年10月　アイワ㈱　出向 昭和62年２月　同社　取締役経理部長 平成３年６月　同社　常務取締役経理財務部長 平成６年６月　同社　専務取締役経理財務部長 平成10年６月　同社　取締役副社長 平成11年６月　同社　代表取締役副社長 平成12年６月　同社　取締役副社長 平成13年２月　ソニー㈱　グループヘッドクォーター 平成13年４月　テルモ㈱　入社　理事 平成14年６月　同社　取締役兼専務執行役員 平成17年６月　当社　常勤監査役（現任）	10,300株
	○社外監査役候補者 同氏は、取締役として長年に亘り経営に関与された経歴を持ち、特に経理・財務の分野に精通しており、また当社監査役就任以来、常勤監査役として監査職務の円滑な遂行に尽力され、監査体制が一層充実されるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結時をもって９年であります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	藏口（くらぐち）　勝（まさる） (昭和20年３月21日)	昭和42年４月　アサヒビール㈱　入社 平成４年９月　同社　大分支店長 平成６年９月　同社　東京支社副支社長 平成９年３月　同社　理事　東京支社副支社長 平成10年９月　同社　理事　北海道支社長 平成11年３月　同社　取締役北海道支社長 平成12年３月　同社　執行役員北海道支社長 平成13年９月　同社　執行役員営業推進本部長 平成14年３月　同社　常務執行役員営業推進本部長 平成15年９月　同社　常務執行役員市場開発本部長 平成16年３月　同社　専務執行役員 平成17年１月　同社　専務執行役員東日本担当 平成18年３月　同社　専務執行役員市場開発担当 平成21年３月　同社　常勤顧問 平成22年３月　同社　社友 平成22年６月　当社　社外監査役（現任）	1,200株
	○社外監査役候補者 同氏は、アサヒビール㈱に長年に亘り経営の立場で関与された経験から、経営に関する高い見識と幅広い視点を当社の監査に独立した立場で携わっていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結時をもって４年であります。		

（注）1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、對田恒雄および藏口勝の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、賠償の限度額を会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 對田恒雄氏および藏口勝氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第５号議案から第７号議案までの提案の理由

当社は、平成26年3月28日開催の当社取締役会において決議し、同日付のプレスリリース「ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付け等に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、当企業グループが、ゴルフ場の運営に比重を置いた経営モデルにシフトし、運営ゴルフ場等の拡大に注力することにより、株主資本利益率（ROE）を含む株主価値の最大化を目指していくことを目的として、本総会において第５号議案から第７号議案までの全ての議案について株主様のご承認をいただくこと、その他下記3.　本施策の実施の前提条件に記載の条件が充足されることを条件として、ビジネス・トラストの手法によるアセットライトを実施するとともに、かかるアセットライトを円滑に実施するために新株予約権付ローンによる資金調達を行うこと、ならびに、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施後に自己株式の公開買付けを行うことといたしました。

第５号議案から第７号議案までは、かかる一連の施策（以下「本施策」と総称します。）を実施するために必要となる事項につき、ご承認をお願いするものであります。

本施策が実施された場合には、下図のとおり、当社の保有するゴルフ場の大部分を、当社の連結対象とはならないアコーディア・ゴルフ・アセット合同会社（以下「AGアセット」といいます。）が保有することとなりますが、当社は、AGアセットからこれらのゴルフ場の経営管理・運営を受託することにより、これらのゴルフ場の運営を継続し、かつ運営委託報酬を受領することを予定しております。本施策実施後も、当社はゴルフ場の買収を積極的に行い、買収したゴルフ場の価値を向上させた上で、これをAGアセットに売却し、かつ経営管理・運営を受託することが可能です。なお、AGアセットは、シンガポールで組成・上場されるファンド（ビジネス・トラスト）から出資を受けるため、シンガポール市場を通じて、当社からゴルフ場を継続的に取得するための資金を調達することも想定されます。

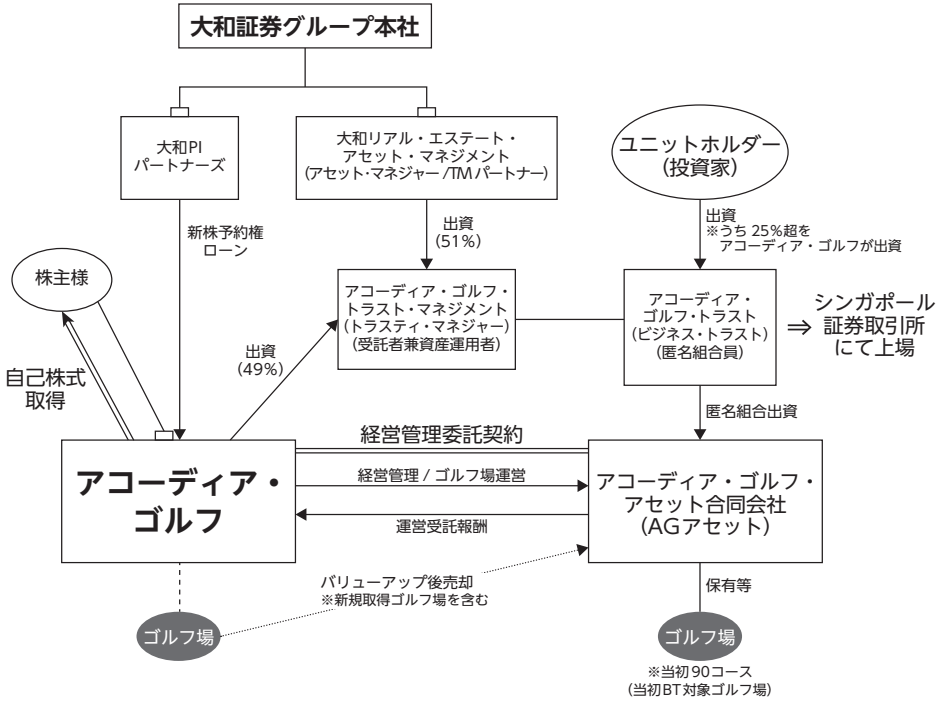

なお、大和PIパートナーズ株式会社からの新株予約権付ローンによる資金調達は、このビジネス・トラストによるアセットライトの実施に必要な関係当事者の協力を確保し、これを円滑に実施するために行うものです。また、自己株式の公開買付けは、当社の株主資本利益率（ROE）の成長等を目的とした株主還元の一環として、このアセットライトにより当社が取得する資金を原資として行うものです。

第５号議案から第７号議案までは、一連の取引である本施策の実施について株主の皆様のご承認をお願いするものです。本施策は、第５号議案から第７号議案までの全ての議案が可決された場合にのみ実施されます。したがって、これら３つの議案の一部をご承認いただいても、その他の一部をご承認いただけない場合は、当社は、本施策の全部を実施いたしません。

1. 本施策の概要

本施策は、平成26年8月上旬を目処として、以下の①から⑦のステップを通じて実施される予定です。

① 当企業グループが保有する合計133コースのゴルフ場のうち90コースを、AGアセットに移転します。
移転の方法は、対象となるゴルフ場を保有する当社子会社（以下「移管対象子会社」といいます。）の株式を、AGアセットに対する匿名組合出資として譲渡する方法によります。これにより、AGアセットは移管対象子会社の全株式を保有し、当社はAGアセットを営業者とする匿名組合の出資持分を保有することとなります。

② 当社は、①により取得するAGアセットを営業者とする匿名組合の出資持分を、シンガポールで組成・上場されるファンド（ビジネス・トラスト）に対して譲渡します。

③ ビジネス・トラストは、ユニット（ビジネス・トラストの発行する出資証券）を発行し、シンガポール証券取引所に上場させ、シンガポール等においてユニットを公募することにより資金調達を行います。

④ 当社は、ビジネス・トラストから、③の資金調達により取得する手取金等を原資として、②の譲渡の対価の支払を受けます。かかる譲渡対価の支払、および、AGアセットに移転した移管対象子会社に対する当社の既存貸付金等の返済を受けることにより、当社が受領する金額の合計額を「アセットライト受領金額」といいます。

⑤ 当社は、AGアセットからゴルフ場の経営管理および運営の委託を受けることにより、AGアセットに移管したゴルフ場90コース全ての運営を継続します。以後、当社は、AGアセットからかかるゴルフ場の経営管理および運営の対価として継続的に運営委託報酬を受領することとなります。

⑥ 当社は、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施に協力して取り組むパートナーとして、大和証券グループ本社の子会社である大和PIパートナーズ株式会社を選定し、ビジネス・トラストによるアセットライトを円滑に実施するため、同社から約200億円の資金調達を新株予約権付ローンにより行います。

⑦　当社は、④のアセットライト受領金額の一部を原資として、買付代金の総額を450億円以上、1株当たりの買付価格を1,400円とする自己株式の公開買付けを行います。

2. 本施策の目的・意義

本施策により、当社は、ゴルフ場の運営に比重を置いた経営モデルにシフトし、運営ゴルフ場等の拡大に注力することにより、株主資本利益率（ROE）を含む株主価値の最大化を目指します。

本施策の基本方針として、まず、当社は、「収益の最大化」から「資本効率の向上」を目指す経営に転換します。すなわち、当企業グループの保有するゴルフ場のうち90コースをAGアセットに移転し、その経営管理および運営の委託を受けることにより、安定的な運営委託報酬を確保しながら、当社の経営課題であった、会計上償却の対象とならず、当社の資産効率の悪化の要因となっているゴルフ場資産を当社の資産から切り離すことで、資産効率を改善することが可能となります。あわせて、第７号議案に記載したとおり、自己株式の公開買付けを実施することで、株主資本を圧縮し、当社の資本効率の向上を図ります。

今後、当社は、当社の運営ノウハウによるバリューアップを経て収益力を向上・安定化させたゴルフ場をAGアセットに譲渡し、AGアセットからゴルフ場の経営管理および運営の委託を受け、さらに積極的なゴルフ場の新規取得を行うという循環型ビジネスを展開し、保有するゴルフ場の数ではなく、運営するゴルフ場の数の増加を通じ、さらなる外部成長を実現することが可能となります。

当社は、本施策の実施により、当社株式1株当たりの株式価値の向上を見込んでおります。当社のフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）から受領した当社の株式価値算定書によれば、本施策を実施しない場合の1株当たり株式価値は1,157円～1,403円である一方、本施策が実施されたことを前提とした場合の1株当たり株式価値は1,251円～1,520円（いずれもDCF法）となっております。

なお、上記の株式価値算定は、ビジネス・トラストに対する匿名組合出資持分の譲渡価格に関する一定の前提、およびその他一定の事項を前提として算定されております。また、第６号議案でその発行をご承認いただく新株予約権付ローンに付された新株予約権の行使による希薄化については、算定上、考慮されておりません。

3. 本施策の実施の前提条件

本施策は、本総会において第５号議案から第７号議案までの全てについてのご承認が得られた場合にのみ実施されます。また、本施策は、一連の取引として実行されることを企図しているため、原則として、一部の取引のみが実行されることはありません。

また、以下の条件が充足されない場合には、本施策の日程が変更され、または本施策の実施が中止される場合があります。加えて、当社は、シンガポールまたは東京の市場環境、ビジネス・トラストのユニットの募集の条件、当社の事業・経営成績・財務状況・経営体制に生じうる影響その他の諸般の事情を考慮して、本施策が当社の株主価値の向上に資さないと当社取締役会の裁量にて判断した場合には、上場申請の取り下げ等により本施策の実施を中止する場合があります。

- ビジネス・トラストのユニットのシンガポール証券取引所（Singapore Exchange Securities Trading Limited）における上場（以下「本上場」といいます。）について、シンガポール証券取引所およびシンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore）の承認が得られること
- 本上場が確実となっていること（かかる上場審査の過程で当社の事業に重大な悪影響または支障を与えると当社取締役会が判断する問題や事由が発生ないし判明していないことを含みます。）
- アセットライト受領金額が1,117億円以上となることが見込まれること
- ビジネス・トラストによるアセットライトの実現のためのAGアセットにおける借入れによる資金調達の実行が確実となっていること
- アセットライトに関連して実施予定の、当社の既存借入債務の借換えのための資金調達の実行が確実となっていること
- 当社による自己株式の公開買付けが、大要第７号議案でご承認をいただく予定の条件および想定に従って開始されることが合理的に見込まれていること
- 当社やAGアセットに移管される移管対象子会社の財政状態等に重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在等の諸条件が充足されること
- その他、第５号から第７号議案までに記載する各施策に関する関連契約に定められる実行の条件が充足または放棄されること

第５号議案　事業譲渡契約承認の件

1.　事業譲渡を行う理由

ビジネス・トラストによるアセットライトは、上記第５号議案から第７号議案までの提案の理由の1.　本施策の概要に記載したステップを通じて実施されます。また、これに伴い、AGアセットに移転するゴルフ場の運営業務に従事する当社の従業員はAGアセットに転籍することとなります。

これらの取引は、当社の事業の重要な一部の譲渡（会社法第467条第1項第2号）に該当する可能性があり、また当社の経営モデルの変更を伴う内容でもあることから、株主の皆様の意思を確認することが妥当であると判断し、下記2.　事業譲渡契約の内容の概要に記載の事業譲渡契約について、会社法第467条第1項第2号の規定に基づき、本総会において特別決議により株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

但し、本議案についてご承認いただき、本議案の効力が生じた場合であっても、本議案について議決権を行使した、株式会社レノ、株式会社C&I Holdings、株式会社南青山不動産および株式会社シティインデックスホスピタリティ（以下「当社大株主」と総称します。）以外の株主のうち、その有する議決権の過半数を有する株主の賛成が得られないときは、本議案に係る事業譲渡は実行されません。また、本議案については、第６号議案および第７号議案が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。

なお、当社は、本議案について、当社大株主から賛成の議決権行使をいただくことを承諾していただいております。

2.　事業譲渡契約の内容の概要

当社は、AGアセットとの間で、平成26年5月23日付で、別紙添付の事業譲渡契約を締結いたしました。当該事業譲渡契約に基づく事業譲渡（以下「本事業譲渡」といいます。）およびこれに引き続き実施される取引の内容の概要は以下のとおりです。

なお、本事業譲渡は、平成26年8月1日（ただし、本上場のスケジュールの変更等を勘案し、当社取締役会が別途の日を定めた場合はその日）に実施される予定です。

① 当社グループが保有する合計133コースのゴルフ場のうち90コース（以

下、ゴルフコースに付属するホテルおよびレストラン等を含めて「当初BT対象ゴルフ場」といいます。その内容は、別紙添付の事業譲渡契約の別紙をご参照ください。）を、AGアセットに移転します。
移転する方法は、当初BT対象ゴルフ場を保有する移管対象子会社の株式を、AGアセットが匿名組合の営業者として営む事業に対する出資（匿名組合出資）として譲渡する方法によります。
なお、移管対象子会社（株式会社アコーディアAH11および株式会社アコーディアAH12）は、本施策の実行に先立ち、当初BT対象ゴルフ場のみを保有する子会社に再編されます（株式会社アコーディアAH12は、一部の当初BT対象ゴルフ場のみを保有する株式会社アコーディアAH03の株式の全部を保有します。）。

② 当社は、当初BT対象ゴルフ場の運営業務に従事する当社の従業員（各当初BT対象ゴルフ場の支配人その他の一部の従業員を除きます。）について、従業員の同意を得た上で、AGアセットに転籍させます。

また、本事業譲渡に引き続き、同日付で、以下の取引（以下「本匿名組合出資持分譲渡」といいます。）が実施される予定です。

③ 当社は、①により取得する、AGアセットを営業者とする匿名組合の出資持分を、ビジネス・トラストに対して譲渡します。
なお、当該譲渡は、ビジネス・トラストを代表するトラスティ・マネジャーとしてのアコーディア・ゴルフ・トラスト・マネジメント（当社および大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社が、シンガポールにおいて共同して出資することを予定しております。）に対して行われます。

④ 当社は、ビジネス・トラストがその発行するユニットをシンガポール証券取引所に上場させ、その募集によりシンガポール等において取得する手取金を原資として、本匿名組合出資持分譲渡の対価の支払を受け、併せて、AGアセットに移転した移管対象子会社に対する当社の既存貸付金等の返済を受けます（これらにより当社が受領する金額の合計額が「アセットライト受領金額」となります。）。

3. 事業譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

本事業譲渡によりAGアセットに対して譲渡されることとなる移管対象子会社の平成26年3月期における損益の状況は、以下のとおりです。

①株式会社アコーディアAH11

純資産	27,802百万円
総資産	55,777百万円
営業収益	32,188百万円
営業利益	2,889百万円
経常利益	2,912百万円
当期純利益	1,477百万円

②株式会社アコーディアAH12

純資産	55,514百万円
総資産	119,234百万円
営業収益	41,679百万円
営業利益	5,927百万円
経常利益	5,363百万円
当期純利益	3,079百万円

(注) 移管対象子会社は、平成26年7月31日または当社取締役会が別途定める日において、会社分割により、上記2. 事業譲渡契約の内容の概要の①に記載のとおり当初BT対象ゴルフ場のみを保有する会社に再編される予定です。上記表中の資産・負債の項目および金額は、平成26年3月期における移管対象子会社の損益の状況であり、当初BT対象ゴルフ場以外の損益も含まれたものです。なお、株式会社AH03は、平成26年6月13日に設立する予定であるため、該当事項はありません。

本事業譲渡により、当社は対価として、AGアセットを営業者とする匿名組合の出資持分を受け取り、その後、2. 事業譲渡契約の内容の概要③および④記載のとおり、本匿名組合出資持分譲渡の対価として受領する金額と、移管対象子会社に対する当社の既存貸付金等の返済として受領する金額の合計額（アセットライト受領金額）を受領することとなります。

なお、当該既存貸付金等は、その実額が返済の対象となりますが、既存貸付金等の金額は当企業グループの業務の遂行状況等に応じて変動するため、具体的な金額は本施策に係る取引の直前に確定されます。

他方、本匿名組合出資持分譲渡の対価として受領する金額は、ビジネス・トラストがユニットの募集により取得する手取金額により決定されることになります。ただし、移管対象子会社に対する当社の既存貸付金等が増加すれば、負債の増加に応じて本匿名組合出資持分の価値が低下するという関係にあるため、本匿名組合出資持分譲渡の対価として受領する金額は、当該既存貸付金等の金額の増減によって調整され、最終的には、同金額の多寡にかかわらず、アセットライト受領金額は一定の金額となります。

当社は、別紙事業譲渡契約書第２条③のとおり、アセットライト受領金額が1,117億円以上となることを条件として本施策を実施するところ、当該金額の相当性については、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対し、移管対象子会社の企業価値評価（当初BT対象ゴルフ場のみを保有することを算定の前提としております。）を依頼し、企業価値算定書を受領しております。当該企業価値算定書によれば、移管対象子会社の株式価値と、当該株式価値評価において前提とした移管対象子会社に対する当社の既存貸付金等の想定金額の合計額は、106,722百万円～120,078百万円（DCF法）とされており、アセットライト受領金額の下限である1,117億円は、当該算定結果のレンジの範囲内となっております。

本匿名組合出資持分譲渡の対価の支払は、ビジネス・トラストがその発行するユニットの募集により取得する手取金をもって、当該ユニットのシンガポール証券取引所への上場日に現金により行われます。なお、当社は、ビジネス・トラストのユニットの25%超を取得することを予定しており、当該取得に係る資金は、本匿名組合出資持分譲渡の対価の一部と相殺されます。

別紙　事業譲渡契約

事業譲渡契約書

株式会社アコーディア・ゴルフ（以下「アコーディア・ゴルフ」という。）及びアコーディア・ゴルフ・アセット合同会社（以下「AGA」という。また、アコーディア・ゴルフ及びAGAを併せて「本契約当事者」と総称する。）は、平成26年5月23日付で、アコーディア・ゴルフからAGAに対し、アコーディア・ゴルフが営む当初BT対象ゴルフ場（別紙1に記載されるゴルフ場並びにこれに付属するホテル及びレストラン等を意味する。以下同じ。）に係る運営事業（以下「本事業」という。）を譲渡すること（以下「本事業譲渡」という。）に関し、以下のとおり事業譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本事業譲渡）

本契約当事者は、本契約の定めに従い、以下に定める方法により、本事業譲渡を行う。

① アコーディア・ゴルフは、AGAとの間で、アコーディア・ゴルフを匿名組合員とし、AGAを営業者とし、ゴルフ場その他関連施設の運営事業等を匿名組合事業とする匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」という。）を締結する。

② アコーディア・ゴルフは、平成26年8月1日又は本契約当事者が別途合意するその他の日（以下「実行日」という。）において、本匿名組合契約に従い、アコーディア・ゴルフの完全子会社である株式会社アコーディアAH11及び株式会社アコーディアAH12（以下「移管対象子会社」と総称する。）の発行済株式の全て（以下「出資対象株式」という。）を、出資対象株式に係る株券をAGAに引き渡すことにより、匿名組合出資（以下「本匿名組合出資」という。）を実行し、匿名組合出資持分（以下「本匿名組合出資持分」という。）を取得する。

③ アコーディア・ゴルフは、本匿名組合出資に関連して、本契約当事者が別途合意する時期にて、当初BT対象ゴルフ場において本事業に従事するアコーディア・ゴルフの従業員のうち本契約当事者が別途合意する従業員（以下「本転籍従業員」という。）について、当該従業員から同意を得られることを条件として、AGAに転籍させる。なお、当該転籍に際して退職金の精算は行わず、本転籍従業員のアコーディア・ゴルフにおける勤続年数は、AGAにおいて通算する。

第2条（関連事項の確認）

本契約当事者は、本事業譲渡に関連して、以下の事項について確認し、合意する。

① 移管対象子会社は、実行日時点で、当初BT対象ゴルフ場及びその他本契約当事者が別途合意する権利義務のみを保有する予定であること。

② 本匿名組合出資の実行後、アコーディア・ゴルフは、本匿名組合出資持分を、別途合意される条件に従い、シンガポールのビジネス・トラスト法（Business Trusts Act, Chapter 31A of Singapore）に基づき組成される予定のアコーディア・ゴルフ・トラスト（以下「BT」という。）を代表するトラスティ・マネジャー（アコーディア・ゴルフ及び大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の共同出資会社）

に対して譲渡する予定であること。

③ 本匿名組合出資持分の譲渡及びアコーディア・ゴルフと移管対象子会社との間の実行日時点における債権債務（リースに関するものを除き、平成26年3月31日現在の当該債権債務の状況については別紙2記載のとおり。）の相殺後の精算によって、アコーディア・ゴルフが受領する金額の合計額は、金1,117億円を下回らない予定であること。

④ 本契約当事者間で別途合意する場合を除き、アコーディア・ゴルフは、第1条第③号の規定に従って本転籍従業員がAGAに転籍した日以降、当該従業員に対して、転籍時に既に発生している債務を除くいかなる義務も負わないこと。

第3条（補償）

本契約当事者が本事業譲渡の前提として別途合意した事項について相違があることが判明し、これに起因若しくは関連してAGAが損害、損失又は費用を被った場合には、アコーディア・ゴルフはAGAに対して、別途合意するところに従い、当該損害等を補償する。

第4条（契約の解除）

本契約当事者は、本事業譲渡が実行されるまでの間、他の本契約当事者が本契約上の義務に重要な点で違反した場合又は本事業譲渡の実行が困難となる事情が生じた場合は、他の本契約当事者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第5条（競業避止義務）

アコーディア・ゴルフは、本事業譲渡にかかわらず、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第6条（準拠法及び合意管轄）

① 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

② 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（誠実協議）

本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項その他本事業譲渡に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い本契約当事者間で協議して解決する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者が記名捺印の上各1通を保有する。

平成26年5月23日

アコーディア・ゴルフ　：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー
株式会社アコーディア・ゴルフ
代表取締役　鎌田　隆介　㊞

AGA　：東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号渋谷クロスタワー
アコーディア・ゴルフ・アセット合同会社
代表社員　株式会社アコーディア・ゴルフ
職務執行者　鎌田　隆介　㊞

別紙1

①株式会社アコーディアAH11

No.	当初BT対象ゴルフ場名称	所在地	ホール数
1	大沼レイクゴルフクラブ	北海道茅部郡	27ホール
2	花の杜ゴルフクラブ	宮城県黒川郡	18ホール
3	大平台カントリークラブ	栃木県栃木市	27ホール
4	花生カントリークラブ	千葉県夷隅郡	18ホール
5	ノーザンカントリークラブ錦ヶ原ゴルフ場	埼玉県さいたま市	43ホール
6	ノーザンカントリークラブ赤城ゴルフ場	群馬県渋川市	27ホール
7	ノーザンカントリークラブ上毛ゴルフ場	群馬県吾妻郡	18ホール
8	ツインレイクスカントリー倶楽部	群馬県藤岡市	18ホール
9	緑野カントリークラブ	群馬県藤岡市	18ホール
10	伊豆国際カントリークラブ	静岡県伊豆市	18ホール
11	新陽カントリー倶楽部	岐阜県土岐市	18ホール
12	藤原ゴルフクラブ	三重県いなべ市	27ホール
13	名松・ゴルフクラブ	三重県津市	18ホール
14	長崎パークカントリークラブ	長崎県西海市	18ホール
15	別府の森ゴルフ倶楽部	大分県別府市	27ホール
16	青島ゴルフ倶楽部	宮崎県宮崎市	18ホール
17	湯の浦カントリー倶楽部	鹿児島県日置市	18ホール
18	皆川城カントリークラブ	栃木県栃木市	18ホール
19	セントラルゴルフクラブ	茨城県行方市	36ホール
20	セントラルゴルフクラブＮＥＷコース	茨城県行方市	18ホール
21	愛鷹シックスハンドレッドクラブ	静岡県沼津市	18ホール
22	愛宕原ゴルフ倶楽部	兵庫県宝塚市	27ホール
23	レインボースポーツランドゴルフクラブ	宮崎県都城市	18ホール
24	水戸・ゴルフ・クラブ	茨城県水戸市	36ホール
25	双鈴ゴルフクラブ土山コース	滋賀県甲賀市	18ホール
26	双鈴ゴルフクラブ関コース	三重県亀山市	18ホール
27	山陽国際ゴルフクラブ	山口県山陽小野田市	36ホール
28	佐世保国際カントリー倶楽部	長崎県佐世保市	18ホール
29	大和高原カントリークラブ	奈良県奈良市	18ホール
30	白鷺ゴルフクラブ	兵庫県姫路市	18ホール
31	広陵カントリークラブ	栃木県鹿沼市	27ホール
32	甘楽カントリークラブ	群馬県甘楽郡	18ホール
33	ルート２５ゴルフクラブ	三重県伊賀市	18ホール
34	おおさとゴルフ倶楽部	宮城県黒川郡	18ホール
35	二丈カントリークラブ	福岡県糸島市	18ホール
36	セントラル福岡ゴルフ倶楽部	福岡県筑紫野市	18ホール
37	小田原ゴルフ倶楽部松田コース	神奈川県足柄上郡	18ホール
38	秩父国際カントリークラブ	埼玉県秩父郡	18ホール
39	金沢セントラルカントリー倶楽部	石川県金沢市	18ホール
40	藤岡ゴルフクラブ	群馬県藤岡市	36ホール
41	関越ハイランドゴルフクラブ	群馬県高崎市	27ホール
42	ワイルドダックカントリークラブ	茨城県神栖市	18ホール
43	喜連川カントリー倶楽部	栃木県さくら市	27ホール
44	フォレストみずなみカントリークラブ	岐阜県瑞浪市	18ホール

②株式会社アコーディアAH12

No.	当初BT対象ゴルフ場名称	所在地	ホール数
1	大厚木カントリークラブ本コース	神奈川県厚木市	27ホール
2	大厚木カントリークラブ桜コース	神奈川県厚木市	18ホール
3	鴨川カントリークラブ	千葉県鴨川市	18ホール
4	奈良の杜ゴルフクラブ	奈良県奈良市	18ホール
5	加西カントリークラブ	兵庫県加西市	18ホール
6	播磨カントリークラブ	兵庫県小野市	18ホール
7	泉佐野カントリークラブ	大阪府泉佐野市	27ホール
8	岬カントリークラブ	大阪府泉南郡	18ホール
9	亀岡ゴルフクラブ	京都府亀岡市	18ホール
10	竹原カントリークラブ	広島県竹原市	18ホール
11	福岡フェザントカントリークラブ	福岡県田川郡	18ホール
12	天瀬温泉カントリークラブ	大分県日田市	18ホール
13	菊池カントリークラブ	熊本県菊池市	18ホール
14	三島カントリークラブ	静岡県三島市	18ホール
15	東京湾カントリークラブ	千葉県袖ヶ浦市	27ホール
16	成田東カントリークラブ	千葉県香取市	18ホール
17	千葉桜の里ゴルフクラブ	千葉県香取市	18ホール
18	佐原カントリークラブ	千葉県香取市	18ホール
19	こだま神川カントリークラブ	埼玉県児玉郡	18ホール
20	妙義カントリークラブ	群馬県富岡市	18ホール
21	山形南カントリークラブ	山形県東置賜郡	18ホール
22	大新潟カントリークラブ三条コース	新潟県三条市	18ホール
23	大新潟カントリークラブ出雲崎コース	新潟県三島郡	18ホール
24	玉川カントリークラブ	埼玉県比企郡	18ホール
25	協和ゴルフクラブ	京都府相楽郡	18ホール
26	きさいちカントリークラブ	大阪府交野市	27ホール
27	加茂カントリークラブ	京都府木津川市	36ホール
28	レイクフォレストリゾート	京都府相楽郡	18ホール
29	石岡ゴルフ倶楽部ウエストコース	茨城県笠間市	18ホール
30	彩の森カントリークラブ	埼玉県秩父市	18ホール
31	アクアラインゴルフクラブ	千葉県木更津市	18ホール
32	寄居カントリークラブ	埼玉県大里郡	18ホール
33	土浦カントリー倶楽部	茨城県稲敷市	27ホール
34	サンクラシックゴルフクラブ	岐阜県可児郡	18ホール
35	ハウステンボスカントリークラブ	長崎県西海市	18ホール
36	本郷カントリー倶楽部	広島県三原市	18ホール
37	ヴ゛ィレッジ東軽井沢ゴルフクラブ	群馬県安中市	18ホール
38	十里木カントリークラブ	静岡県富士市	18ホール
39	大津カントリークラブ東コース	滋賀県大津市	27ホール
40	大津カントリークラブ西コース	滋賀県大津市	18ホール
41	霞ゴルフクラブ	三重県津市	18ホール
42	キャッスルヒルカントリークラブ	愛知県豊川市	18ホール
43	四日市の里ゴルフクラブ	三重県四日市	18ホール
44	フォレスト芸濃ゴルフクラブ	三重県津市	18ホール
45	つくでゴルフクラブ	愛知県新城市	18ホール

③株式会社アコーディアAH03（株式会社アコーディアAH12の完全子会社）

No.	当初BT対象ゴルフ場名称	所在地	ホール数
1	樽前カントリークラブ	北海道苫小牧市	27ホール

別紙2

(1) アコーディア・ゴルフの移管対象子会社に対する債権（平成26年3月31日現在）

(a) アコーディア・ゴルフの株式会社アコーディアAH11に対する債権

金銭消費貸借契約に基づく貸付金：8,886,092,600円
上記貸付金に関する未払利息：11,131,959円
ゴルフ場施設経営管理契約に基づくマネジメント・フィーの未払金：228,027,425円

(b) アコーディア・ゴルフの株式会社アコーディアAH12に対する債権

金銭消費貸借契約に基づく貸付金：44,677,177,915円
上記貸付金に関する未払利息：55,968,868円
ゴルフ場施設経営管理契約に基づくマネジメント・フィーの未払金：269,618,789円
その他関係会社間取引に関する未払金：533,997,314円

(2) 移管対象子会社のアコーディア・ゴルフに対する債権（平成26年3月31日現在）

(a) 株式会社アコーディアAH11のアコーディア・ゴルフに対する債権

アコーディア・ゴルフグループ・キャッシュマネジメントシステムに基づく貸付金：2,669,983,367円
その他関係会社間取引に関する未払金：82,799,245円

(b) 株式会社アコーディアAH12のアコーディア・ゴルフに対する債権

アコーディア・ゴルフグループ・キャッシュマネジメントシステムに基づく貸付金：7,108,149,378円

(3) (1)及び(2)の合計

(a) アコーディア・ゴルフの株式会社アコーディアAH11に対する精算金の額：6,372,469,372円

(b) アコーディア・ゴルフの株式会社アコーディアAH12に対する精算金の額：38,428,613,508円

(c) (a)及び(b)の合計額：44,801,082,880円

第６号議案　第三者割当による新株予約権発行の件

当社は、ビジネス・トラストによるアセットライトを円滑に実施するために、これに協力して取り組むパートナーとしての大和証券グループ本社の子会社である大和PIパートナーズ株式会社（以下「大和PIP」といいます。）から、新株予約権付ローン（以下「本新株予約権付ローン」といいます。）による資金調達（新株予約権の払込金額140,424,570円および貸付金額200億円を含みます。）を行います。

当社としては、本新株予約権付ローンに係る新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行は、必ずしも割当予定先に特に有利な払込金額で発行するものではないものと考えております。もっとも、本新株予約権は、当社と大和PIPとの間の金銭消費貸借契約（以下「本ローン契約」といいます。）に基づく借入れと併せて発行されるものであるところ、本ローン契約と同種の公表事例が限られていること等の諸事情により、本ローン契約の借入条件の価値評価については困難な面も存することから、本新株予約権の発行が割当予定先に特に有利な発行金額で発行するものと評価される可能性も完全には否定できない点に鑑み、念のため、会社法第238条および第239条の規定に基づき、本総会において、本新株予約権の有利発行および募集事項の一部の決定を取締役会に委任することに関して特別決議により株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案については、第５号議案および第７号議案が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。

1.　本新株予約権の発行を必要とする理由および本新株予約権付ローンの概要

ビジネス・トラストによるアセットライトの実施後の当社の経営モデルにおいては、AGアセットからの運営受託の継続、および循環型ビジネスを実現するための、AGアセットまたはビジネス・トラストに対する今後のゴルフ場等の売却等が重要となります。当社は、これらの経営モデルを円滑に進めるためには、ビジネス・トラストに関する法制度・規制のほか、シンガポール等の証券市場等の専門的な見識を持ち合わせたパートナーからの当社の事業運営への協力を受けることが必要であると考えました。

そして、当社は、このようなパートナーとして、当社の経営および事業内容について十分な知識を有しているほか、ビジネス・トラストによるアセットライトの意義や組成・運営等にも深い理解を有している大和証券グループの協力を得ることが最善であり、その一環として、大和証券グループに属する大和PIPから新株予約権付ローンの方法による投資を受けることが最善であると考

えております。
　この新株予約権付ローンにより調達した資金については、当社の既存借入金の返済に用いられます。ビジネス・トラストによるアセットライトに際しては、当社の既存借入金の担保留保の対象となっているゴルフ場をAGアセットに移転するため、当社の既存借入金を一旦返済した上で、当社の借入金を再構成することが必要となります。
　本新株予約権付ローンは、本新株予約権の発行と本ローン契約（金銭消費貸借取引）が組み合わさった取引です。大和PIPは、当社に対して200億円の貸付けを行うとともに、本新株予約権の払込金額（140,424,570円）を払い込んだ上で、本新株予約権を引き受けます。本新株予約権の行使に際しては、大和PIPは、本ローン契約の元本債権を払い込む方法によることが可能であり、また、別途金銭を払い込む方法によることも可能です。
　なお、譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要しますが、本新株予約権の行使期間の最後の6ヶ月間は、当社の取締役会は、大和PIPによる本新株予約権の譲渡についてはこれを承認するものとされています。

- 本新株予約権の当初の行使価格は、行使により取得される当社普通株式1株あたり、1,410円とされております（ただし、平成26年4月1日以降の日を基準日とする剰余金の配当がなされた場合には、これに応じて行使価額は下方修正されます。）。
- 本新株予約権1個あたりの払込金額は、990円とされています（本新株予約権1個あたりの目的である当社普通株式の数は100株です。）。
- 本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は14,184,300株（議決権数141,843個）であり、平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数105,398,700株（平成25年9月30日現在の議決権数1,026,447個）を分母とする希薄化率は13.46％（議決権の総数に対する割合は13.82％）に相当します。

　当社は、本新株予約権の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本新株予約権の価値および本ローン契約に基づく借入条件の妥当性についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対し、本新株予約権の価値および本ローン契約に基づく調達金利の妥当性についての算定を依頼しました。その結果、同社からは、本新株予約権の払込金額および本ローン契約に基づく借入条件について、財務的見地から当社にとって公正である旨の評価報告書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

2. 募集事項および本新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
   当社新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の総数
   141,843個

3. 本新株予約権の払込金額
   本新株予約権1個あたり990円

4. 本新株予約権の割当日
   当社取締役会が別途定める日

5. 本新株予約権の払込期日
   当社取締役会が別途定める日

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

(2) ① 当社が第8項に従って行使価額（第7項第(6)号に定義される。以下同じ）の調整を行う場合には、対象株式数は次の算式によって調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る対象 株式数についてのみ行われ、調整の結果として1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、同一の本新株予約権者により複数の本新株予約権が同時に行使された場合には、かかる端数の切り捨ては、同時に行使された各本新株予約権により交付すべき株式数の合計数を基礎として行う。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 調整後対象株式数の適用日は、第8項による行使価額の調整に関し、当該調整後行使価額を適用する日と同日とする。

③ 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前対象株式数、調整後対象株式数及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、以下のいずれかとする。
① 金銭
② 大和PIパートナーズ株式会社及び当社の間の平成26年3月28日付金銭消費貸借契約書（以下「本ローン契約」という。）に基づく貸金元本債権（以下「本ローン債権」という。）
③ 金銭及び本ローン債権

(2) 本新株予約権の行使に際して金銭を出資する場合、その価額は、行使価額に対象株式数を乗じた額とする。

(3) 本新株予約権の行使に際して本ローン債権を出資する場合、出資される本ローン債権の債権額は、行使価額に対象株式数を乗じた金額とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して金銭及び本ローン債権を出資する場合、出資される金銭及び本ローン債権の価額の合計額は、行使価額に対象株式数を乗じた金額とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資された本ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ混同により消滅する。

(6) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社普通株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）は、1,410円とする。ただし、行使価額は第8項に定めるところに従い調整される。

8. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
① 時価（本項第(4)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、当該当社普通株式に係る払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は無償割当てを行う場合
調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

③ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後の行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

(3)① 当社は、本号②の本配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「本配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{本配当額}}{\text{時価}}$$

② 「本配当額」とは、平成26年4月1日以降の日を基準日として行われる当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（以下「本配当」という。）の額（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合は当該現物の簿価を配当額とする。）をいう。なお、本新株予約権発行後に、株式分割、株式無償割当て又は株式併合より当社普通株式の発行済株式総数が変更された場合には、合理的に調整する。

③ 本配当による行使価額の調整は、当該調整の対象となる剰余金の配当について、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号又は第(5)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まない。

④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わない。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) 本項第(2)号及び第(3)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(6) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年4ヶ月後の応当日まで。

10.本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権は、シンガポール証券取引所メインボードにおいて、当社又は当社の関連会社が平成26年3月28日時点で保有するゴルフ場又はゴルフ練習場等の全部又は一部に係る事業を投資対象とし、シンガポールのビジネス・トラスト法（Business Trusts Act of Singapore）に基づき組成される信託型の上場ファンドであるビジネス・トラストのユニットが上場され、かつ、以下のいずれかの条件が満たされない限り行使することができない。

① 本新株予約権の払込みがなされた日以降、当社において、取得価額の累計額が300億円以上となる自己株式の取得が行われた場合又は買付代金の総額が300億円以上となる自己株式公開買付けを開始した場合

② 本新株予約権の払込みがなされた日以降、当社が当事者となる吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡（株主総会決議を要さないものを除く。）に係る契約又は計画に関する議案につき、当社の株主総会の承認がなされた場合

③ 本ローン契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合（本ローン契約の定めに従い又は本ローン契約の貸付人の同意により当該期限の利益喪失事由が治癒された場合を除く。）

11.本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12.譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

13.本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、第10項に定める行使条件が満たされた日以降に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が20連続取引日にわたり基準価額（以下に定義する。）以上となった場合、本新株予約権の新株予約権者に対し、当社の取締役会が別途決定する日（以下「取得日」という。）において、当該取得日か

ら30日以上45日以内の事前通知を行うことを条件として、当社が取得する本新株予約権の個数に本新株予約権1個あたりの払込金額を乗じた金額の金銭を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。「基準価額」とは、本新株予約権の当初の行使価額の250％相当額とし、第8項に定める行使価額の調整条項に準じて調整されるものとする。

(2) 前号に関して本新株予約権の一部が取得される場合には、抽選その他の合理的な方法により、取得される本新株予約権が決定される。

14.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になり、かつ本ローン元本債権に係る債務が吸収分割若しくは新設分割により承継会社若しくは新設会社に承継される場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。

(1) 承継新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第6項に準じて決定する。承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の対象株式数に準じて決定し、第6項に準じた調整がなされる。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、第7項に準じて決定する。承継新株予約権の行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し、第8項に準じた調整がなされる。
(5) 承継新株予約権を行使することができる期間
第9項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第9項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
(6) 承継新株予約権の行使の条件
第10項に準じて決定する。
(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第11項に準じて決定する。
(8) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限
承継新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
(9) 承継新株予約権の取得条項
第13項に準じて決定する。

15.新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取扱い
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

16.新株予約権証券
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

17.法令の改正に伴う取扱い
会社法その他の法令の新設又は改廃により、本要項において引用する各法令、条項数又はその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で、当該新設又は改正後の法令の実質的に応当する規定に読み替える。

18.その他
(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。

第７号議案　自己株式取得（自己株式の公開買付けの実施）の件

当社は、既存株主の皆様に対して当社株式の換価の機会を提供すること、および株主資本利益率（ROE）を含む株主価値の最大化を目的として、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施により当社が取得するアセットライト受領金額の一部をもって、買付代金の総額を450億円以上、1株当たりの買付価格を1,400円とする自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け」といいます。）を行うことを予定しております。

当社は、当社の定款第9条の規定により、当社取締役会の決議によって公開買付けの方法による自己株式の取得を行うことができますが、本自己株式公開買付けの実施については、株主の皆様のご意思を確認させていただくのが適切であるとの考えにより、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、当社株式の取得を当社取締役会に授権することについて、本総会において、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案については、第５号議案および第６号議案が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。

1.　本自己株式公開買付けの実施の理由

第５号議案を含む本施策においてご承認をお願いしておりますビジネス・トラストによるアセットライトは、循環型ビジネスの展開およびゴルフ場運営事業への注力を目指すなど、当社の事業の運営形態や経営方針を大幅に変更するものであることなどから、当社は、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施に際しては、自己株式の取得を行うことによって、既存株主の皆様に対して当社株式の換価の機会をご提供することが相当であると考えております。

また、当社は、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施により取得するアセットライト受領金額の一部をもって、株主資本を圧縮し、当社の資本効率を改善することが、当社の1株当たりの株式価値の向上に資すると考えております。そこで、当社は、アセットライト受領金額については、原則として、その一部を金融機関からの借入の返済に充当した上で、株主還元に充てることといたしました。具体的な方法としては、株主の平等および手続の透明性の観点から、自己株式の公開買付けの方法によることが最適であると考えております。

さらに、当社は、下記2.　本自己株式公開買付けの概要に記載のとおり、本

自己株式公開買付けの買付価格がビジネス・トラストによるアセットライトの実施後に想定されている当社の1株当たりの株式価値の評価額に照らして妥当な金額であること、ならびに本新株予約権付ローンについての新株予約権の行使および返済可能性等の諸事情を勘案すると、本自己株式公開買付けは、当社株式1株当たりの利益および資本効率の向上に資するものであり、本自己株式公開買付けに応募しない株主の皆様にとっても利益となる可能性が高いものと判断しております。

なお、大株主グループは、第５号議案について議決権を行使した株主のうち、大株主グループを除く株主について、その有する議決権の過半数を有する株主の賛成が得られない場合には承諾の効力が失われることを条件として、本自己株式公開買付けに応募することに同意しております（ただし、優越的な条件による競売買市場での売却または他の公開買付けへの応募が認められる場合があります）。

2. 本自己株式公開買付けの概要

本自己株式公開買付けは、別途の当社取締役会による決議により最終決定がなされますが、現時点においては、以下の内容において実施されることが予定されております。なお、本自己株式公開買付けの実施は、自己株式取得に必要な分配可能額が存することが確認されることを条件とします。

- 本自己株式公開買付けの開始は、平成26年8月上旬を目処とし、平成26年9月下旬頃までに買付けの決済を行うことを予定しております（取締役会の決議によりこれらの時期は変更される可能性があります）。
- 本自己株式公開買付けにおける買付価格は、当社株式1株につき1,400円といたします。
- 本自己株式公開買付けの買付代金の総額については、別途当社取締役会により決定することを予定しておりますが、現時点では、450億円以上の水準とすることを想定しております（法令等の定めに従い、本自己株式公開買付けへの応募株券等の数が買付予定数を超える場合には、当社は超過分の買付けは行わず、あん分比例の方式により本自己株式公開買付けの決済が行われます）。
- 当社株式1株につき1,400円とし、買付代金の総額を約450億円として本自己株式公開買付けを行った場合、本自己株式公開買付けにより当社が取得する株式の最大数は、32,142,900株となります。

本自己株式公開買付けの買付予定価格は、東京証券取引所における、当社の平成26年3月28日付プレスリリースの前営業日（平成26年3月27日）の当社株式の終値である1,343円、同日までの過去1ヶ月の当社株式の平均株価である1,322円、同日までの過去3ヶ月の当社株式の平均株価である1,346円をいずれも上回るものです。

また、上記第５号議案から第７号議案までの提案の理由の2.　本施策の目的・意義に記載のとおり、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券から受領した当社の株式価値算定書によれば、本自己株式公開買付けを含む本施策の全てを実施した後における当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、DCF法により、1,251円から1,520円とされています。

このように、本自己株式公開買付けの買付予定価格である1,400円は、ビジネス・トラストによるアセットライトの実施を前提とした当社の1株当たりの株式価値に照らすと合理的な金額であることから、本自己株式公開買付けは、当社の1株当たりの純利益（EPS）や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に資する施策となると考えております。

3.　会社法第156条第1項に基づく自己株式取得に係る事項

本議案においてご承認をお願いする自己株式取得に係る事項は以下のとおりです。

(1) 取得する株式の数

35,714,285株を上限とし、別途当社取締役会が決定するものとします。

(2) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額

株式を取得するのと引換えに金銭を交付するものとします。また、その総額は500億円を上限とし、別途当社取締役会が決定するものとします。

(3) 株式を取得することができる期間

平成26年8月1日から平成27年7月31日までとします。

(注) 上記(1)および(2)に記載の数値は、上限値として記載したものです。アセットライト受領金額が1,117億円となる場合には、当該受領金額等を考慮した上で、取得する株式の数は32,142,900株、株式を取得するのと引換えに交付する金銭の総額は約450億円となる予定です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第35回定時株主総会会場ご案内図

＜場所及び電話番号＞　東京都千代田区紀尾井町４番１号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階（本館１階）「鶴西の間」
電話03－3265－1111（代表）
＜ＵＲＬ＞　http://www.newotani.co.jp/

＜交通のご案内＞

① 東京メトロ有楽町線　麹町駅（２番口）から徒歩９分
② 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線　永田町駅（７番口）から徒歩10分
③ 東京メトロ丸の内線・銀座線　赤坂見附駅（D：紀尾井町出口）から徒歩10分
④ 東京メトロ丸の内線・南北線　四ツ谷駅（１番口）から徒歩９分
⑤ JR中央線・総武線　四ツ谷駅（麹町口）から徒歩９分
⑥ JR中央線・総武線　四ツ谷駅（赤坂口）から徒歩９分

＜お願い＞　1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
2. 大きな手荷物や傘などは、クロークにお預けください。
3. 本株主総会におきましては、お土産は予定しておりません。なにとぞ、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK